

平成 8 年 定 例 第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 8 年 9 月 1 2 日

閉 会 平成 8 年 9 月 2 4 日

新 得 町 議 会

第 1 目 目

平成 8 年第 3 回
 新得町議会定例会 （第 1 号）
 平成 8 年 9 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
		諸般の報告（第 1 号）	
		町長行政報告	
3	報 告 第 7 号	専決処分の報告について	
4	認 定 第 1 号	平成 7 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について	
5	認 定 第 2 号	平成 7 年度新得町水道事業会計決算認定について	
6	議 案 第 4 5 号	公平委員会委員の選任同意について	
7	議 案 第 4 6 号	教育委員会委員の任命同意について	
8	議 案 第 4 7 号	帯広市ほか十三町村複合事務組合理約の変更について	
9	議 案 第 4 8 号	平成 8 年度新得町一般会計補正予算	
追 加		諸般の報告（第 1 号の追加）	
10	議 案 第 4 9 号	平成 8 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	
11	議 案 第 5 0 号	平成 8 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	
12	意見案第 13 号	道路財源堅持等に関する意見書	
13	意見案第 14 号	中小企業の法定労働時間に係る猶予措置の延長等に関する意見書	
14	意見案第 15 号	平成 8 年産畑作三品価格等に関する要望意見書	

会議に付した事件

会議録署名議員の指名
 会期の決定
 諸般の報告（第 1 号）
 町長行政報告

報 告 第 7 号 専決処分の報告について
 認 定 第 1 号 平成 7 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
 認 定 第 2 号 平成 7 年度新得町水道事業会計決算認定について
 議 案 第 4 5 号 公平委員会委員の選任同意について
 議 案 第 4 6 号 教育委員会委員の任命同意について
 議 案 第 4 7 号 帯広市ほか十三町村複合事務組合理約の変更について
 議 案 第 4 8 号 平成 8 年度新得町一般会計補正予算
 諸般の報告（第 1 号の追加）

議案第49号 平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
 議案第50号 平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
 意見案第13号 道路財源堅持等に関する意見書
 意見案第14号 中小企業の法定労働時間に係る猶予措置の延長等に関する意見書
 意見案第15号 平成8年産畑作三品価格等に関する要望意見書

○出席議員（18名）

1番 吉川幸一君	2番 菊地康雄君
3番 松尾為男君	4番 小川弘志君
5番 武田武孝君	6番 広山麗子君
7番 石本洋君	8番 能登裕君
9番 川見久雄君	10番 福原信博君
11番 渡邊雅文君	13番 千葉正博君
14番 宗像一君	15番 竹浦隆君
16番 黒沢誠君	18番 金沢静雄君
19番 高橋欽造君	20番 湯浅亮君

○欠席議員（1名）

17番 森清君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	斉藤敏雄君
教育委員会委員長	高久教雄君
監査委員	吉岡正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助役	高橋一郎君
収入役	川久保功君
総務課長	佐藤隆明君
企画調整課長	鈴木政輝君
税務課長	渡辺和雄君
住民生活課長	村中隆雄君
保健福祉課長	高橋昭吾君
建設課長	常松敏昭君

農	林	課	長	小	森	俊	雄	君
水	道	課	長	西	浦		茂	君
商	工	観	光	清	水	輝	男	君
児	童	保	育	長	尾	直	昭	君
屈	足	支	所	貴	戸	延	之	君
庶	務	係	長	武	田	芳	秋	君
財	政	係	長	阿	部	敏	博	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君			
学	校	教	育	課	長	秋	山	秀	敏	君
社	会	教	育	課	長	高	橋	未	治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤	木	英	俊	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富	田	秋	彦	君
書			記	広	田	正	司	君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届出議員は、森 清君 1名です。

これより、本日をもって招集されました平成 8 年定例第 3 回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10 時 00 分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手元に配布したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により議長において、3 番、松尾為男君、4 番、小川弘志君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 15 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 9 月 26 日までの 15 日間と決しました。

諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 6 月 14 日、定例第 2 回町議会以後の行政報告をいたします。後段の方にまいりまして、6 月 20 日にはレディースファームスクール運営委員会の

設立総会を開催いたしました。これは、受入農家及び関係機関で構成いたします運営委員会でありまして、平成8年度の研修生の選考の決定をいたしまして、長期研修生10名、短期研修生1名の入校を決定したところであります。

2ページにまいりまして、6月21日には、公営住宅新築建築工事その1以下8件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしているところであります。

4ページにまいりまして、中程に6月26日、高体連の登山の北海道予選会がトムラウシで開催をされまして、26日から28日までの間、男子12チーム、女子8チーム、延べ145名の選手の皆さんがトムラウシに入って予選会を開催したところであります。

5ページにまいりまして、6月28日には、道道忠別清水線下水道新設工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

6ページにまいりまして、7月の4日には、主要道道夕張新得線日高鞍部の現地踏査を実施いたしました。帯広土木現業所の所長以下、同じく鹿追出張所の所長以下、関係者18名によりまして、全線の踏査をいたしました。その折の説明といたしましては、引き続き線形調査、地質調査、並びに植生の調査を実施していくとの説明でありました。なお、今年の秋に、もう一度、同じメンバーで再踏査をいたす予定にいたしております。

7ページにまいりまして、7月9日には、十勝総合開発促進期成会の札幌並びに中央陳情が実施をされておりました、助役と議長が出席をいたしております。

10日には、第51回目の新得町招魂祭典が挙行されました。

同じ日、関西陸連、合宿に入っております、その激励会を実施いたしました。7月8日から13日までの6日間でありまして、神戸製鋼所、大塚製薬をはじめ6実業団が41名の選手を投入していただきまして、本町で合宿をしたところであります。また、明年以降も更に実業団のチーム数を拡大いたしまして、本町で合宿をいただくことになっております。

7月11日には、新得地区農村総合整備モデル事業3号農道道路改良工事以下4件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

また、9ページに入りまして、7月14日には、大変、晴天の下で第49回目の町民大運動会が開催をされました。明年は50回の記念大会を迎えることとなります。

7月16日には、弘前のマルエス自工の本社から新戸部副社長が来町されまして、新得モータースクールの経営改善問題につきまして、協議をいたしております。この際、新得モータースクールの経営の問題につきまして若干ご報告をさせていただきたいと思っております。新得モータースクールにつきましては、本年春、マルエス自工が同社の全体的な事業の見直しを進めると、この中で新得モータースクールへ派遣いたしております職員を引き上げるので、地元でこれを継承してほしいという意思が伝えられたところであります。町といたしましては、この会社に勤めておられます22名の職員、及び町内に及ぼす影響等を考えまして、今後の在り方について検討を進めてきたところであります。過般の議員協議会でもその内容等についてご協議をいただいたところでありますけれども、現在、次の方法によりまして、新得モータースクールの経営を継続していきたいと考えております。まず、資本金につきましては、現在の2,935万円を減資いたしまして、1,200万とする考えであります。土地、建物につきましては、新得モータースクールの所有でございますけれども、マルエス自工側が一旦これを取得をいたしまして、その後、町へ寄附をいただくことになっております。町は、新得モータースクールに対しまして、これを無償貸与をしたいと考えております。また、経営につきましては、

今後、モータースクールの職員4人が新しく役員に就任いたしました。これを継続するという内容であります。これらに伴いまして、町といたしましては、次のような支援策を講じていきたいと考えております。1点目といたしましては、200万円の出資であります。2点目は、500万円の新得町振興事業補助金による支援であります。3点目といたしましては、これは来年度になりますけれども、教習車の購入の支援も併せて実施したいと考えております。なお、この教習車両につきましては、有償貸与の予定であります。今後、経営に携わっていただく新役員のかたがたのなお一層のご努力を期待するとともに議会並びに町民各位のご協力とご理解をお願いしたいと考えております。

続きまして7月17日であります。町の懸案事項の要請を議長と共にしてまいりました。まず一つは、下岩松発電所の建設の問題であります。北電本社に参りまして、ご要請をしてまいりました。この中で本社側の説明によりますと、現在の岩松発電所は大変老朽化が進んできておりまして、そのために機械施設の修理を、現在、進めております。また、北電本社の内部でプロジェクトチームを発足させて、今後、2年間程度にわたりその在り方について検討をしたいと。前段で申し上げました機械施設の修理を、今、続けてやっているわけですが、そういう補修を行いますと、今後、概ね10年程度はもつのではないかという見方をいたしておりまして、その後に工事をしていきたいという意向であります。その際は、発電の町にふさわしいものにしていきたいという具体的な意向が伝えられておりまして、私どもも今後とも、この新しい発電所の建設について引き続き要請を重ねていきたいと考えております。

また、併せて新得保健所の存置問題、その他当面する課題についてのご要請をしてまいりました。特に新得保健所の問題につきましては、ご承知のように、現在、道政改革の一環といたしましてサマーレビューという表現で道庁全体の機構の見直しに取り組んでおります。当然のことながら保健所の問題についても、そのサマーレビュー全体の中で議論されるということでありまして、今現在の段階では具体的な見通しが立っていないわけですが、今後とも引き続きこれらの問題について、要請をしていきたいと思っております。

次ページにまいりまして、7月の19日には、JR北海道札幌本社から石勝線の風防対策について説明に関係者が来町されました。その説明の内容は、今年の6月から風防柵約100メートルを試験施工しているということと併せて、平成9年度には引き続き1,000メートルの防風柵の本施行を予定しているという説明でありました。併せて、平成11年からは、防風保安林の設置を検討しているということでありまして、懸案でありました石勝線の防風対策はこれによって解消されていくのではないかと期待をいたしているところであります。

また、7月20日には、第2回目の北海道森と湖に親しむつどいということで20日と21日の両日にわたりまして大きなイベントが実施されたところであります。

7月の23日には、千葉県で市町村長の特別セミナーがございまして、主に地方分権に関するセミナーでありましたが、参加をさせていただきました。併せて在京の町の特命大使の訪問と、併せて原宿で本町の物産展を実施いたしましたので、その激励をしてまいりました。

25日には、北海道の国公立幼稚園の教育研究会大会が本町を会場に開催をされております。

25日には、町道佐幌基線歩道整備工事以下6件の工事入札が行われまして、それぞれ

れ落札をいたしております。

13ページにまいりまして。7月29日には、姉妹町であります五ヶ瀬町少年少女訪問の使節団を5泊6日の日程で派遣をいたしました。訪問使節団は15名、引率2名であります。

同じ日、開発局主催によります高規格幹線道路夕張新得線の環境影響評価、いわゆる環境アセスの準備書の説明会が実施されております。

30日には、第2回目の森に親しむ集いということで、これは町民の皆さんがたに国有林野事業を少しでも理解していただくということで開催をしたわけではありますが、約50名の出席でありまして、秘奥の滝、あるいは希望の森ということで一般の町民の皆さんがたの研修の場になったかと思っております。

7月30日には、農業委員会の初の総会が開催をされまして、席上、農業委員会の会長に武田武孝さん、同じく会長代理に斉藤勇太郎さんがそれぞれ選出をされております。

14ページにまいりまして。これも町の懸案事項であります、それぞれ関係方面に要請をいたしまして具体的な相談をいたしているところであります。

8月1日は、交通事故死ゼロの日500日を達成をいたしまして、その表彰状伝達を受けております。本日現在で交通事故死ゼロの日が548日継続されてありまして、本町を通過する車両、そしてまた町民の皆さんがたのご協力のたまものと感謝を申し上げるしだいでありまして。

8月2日には、レディースファームスクールが開校いたしまして、入校式と併せて祝賀会を実施いたしております。現在、約この間1か月半近くなるわけではありますが、研修生の皆さんがたは、それぞれ受入農家の方で大変一生懸命、実習に励んでいる状況であります。

8月4日には、狩勝高原サホロ湖・サホロフェスティバルが開催をされております。

8月5日には、屈足北進団地公営住宅排水設備工事その1以下5件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

8月7日には、議員の皆さんがたと町の職員とで、町内の佐幌循環線の林道をはじめといたします町の懸案の現地調査をしていただきました。

17ページにまいりまして。8月8日には、町の営農対策協議会によります農作物の作況調査を実施いたしております。町、農協、普及所、共済組合などの関係機関によりまして、今年は大変異常な天候でありまして農作物の生育状況が極めて悪い状態であります。今後とも、断続的な調査を実施しながら今後に対応していきたいと考えております。

8月9日には、札幌に参りまして、町の懸案事業の要請をいたしております。

まず一つ目の畜産試験場の整備の問題であります。今年度の予算をもちまして、試験場の用地の確定測量が進められております。平成9年度に向けて基本設計の予算要求というふうにお伺いをいたしております、この事業も具体的に進捗していくのではないかと期待をいたしております。

それからまた新得高等学校の二間口の問題につきまして、道教委に要請をしてまいりました。これご承知のように、第2学区、新得、清水、鹿追が第2学区であります。お隣の清水町が総合学科という新しい制度を導入いたそうといたしております。それらに伴う影響緩和というふうなことを併せて道教委に強いご要望をいたしてきたところでございます。

また、8月13日には、同じ第2学区の西部3町が高等学校の適正配置の問題について地域検討協議会がなされており、この席でも、同じことを強く町としては要望いたしているところでもあります。

18ページに入りまして、8月の20日には、姉妹町であります今度は五ヶ瀬町から少年少女使節団を受け入れをいたしました。

8月21日には、新得上水道施設工事以下2件の入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。8月末現在の発注率はこれをもちまして72.35%でありまして、ほぼ前年並で推移をいたしております。

19ページにまいりまして、8月の21日には、新得モータースクールの新戸部社長が来町いたしまして、先程の経営問題につきまして最終的な意見調整を行ったところでもあります。

20ページにまいりまして、8月の27日から9月の11日まで、北海道町村会の第9次北欧生活環境の視察が実施をされまして、本町から助役がこれに参加をさせていただきました。

9月1日には、北大探検部をはじめとする一行4名が、ユートムラウシ川のカヌー下りで遭難事故となりました。早速、十勝遭対協が中心になりまして、総勢88名の救助隊を編成いたしまして、本町からも町職員と消防職員11名がこれに協力をいたしまして、お陰様で無事、全員を救出することが出来ました。

21ページにまいりまして、9月4日には、国税局の酒類監理官が来町されまして、新得酒造公社の視察と併せて、町へ寄せられまして、その後の問題につきましていろいろな協議をいたしました。この際、新得酒造公社の経営改善策について、国税局として最大限のご努力をいただきたいという要請をいたしております。

9月5日には、十勝支庁長が管内の作況調査で本町にも来町いたしております。

9月7日には、開町記念式典が挙行されまして、東根市の高崎地区の皆さんがこれに併せて参加をいただいたところでもあります。

9月7日は、敬老会を実施いたしました。

また、同じ日でありますけども、狩勝峠にあります十勝小唄の歌碑が建立されまして今年で20年となりました。150人程の管内の皆さんが集いまして、20年祭と併せて祝賀会が行われております。

また、開町記念日に併せて山形県東根市の演劇の一行の皆さんがたが本町の開拓の早創期の苦闘の様子を劇に表しまして、これを演じたわけではありますが、大変多くの町民の皆さんがたの感動の中で成功裡に終了いたしたところでもあります。

以上で終わらせていただきます。

[町長 齊藤敏雄 降壇]

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、報告第7号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手元に配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） ないようですので、この報告第7号については、これをもって

終結いたします。

日程第4 認定第1号 平成7年度新得町各会計歳入歳出決算
認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、認定第1号、平成7年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、全議員中、監査委員、福原信博君と議長、湯浅 亮を除く17名の議員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、17名の議員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第5 認定第2号 平成7年度新得町水道事業会計決算認
定について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、認定第2号、平成7年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、全議員中、監査委員、福原信博君と議長、湯浅 亮を除く17名の議員をもって構成する新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、17名の議員をもって構成する水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第6 議案第45号 公平委員会委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第45号、公平委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第45号、公平委員の選任同意についてご説明申し上げます。選任しようとするかたは、新得基線110番地、松田利夫さん、64歳でございます。

す。松田さんは、本年7月まで農業委員としてご尽力いただいておりますが、現在は退任されまして農業に従事されております。人格、識見ともに適任と存じますので、よろしくご同意をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は、人事案件につき質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございますので、この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により19番、高橋欽造君、1番、吉川幸一君、2番、菊地康雄君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、19番、高橋欽造君、1番、吉川幸一君、2番、菊地康雄君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 配布もれなしと認めます。

投票箱の点検をさせます。

[投票箱点検]

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案、公平委員会委員の選任同意を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[点呼、投票]

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

高橋欽造君、吉川幸一君、菊地康雄君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票。

うち有効投票 16票、

無効投票 1票。

有効投票中 賛成 16。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開放]

日程第7 議案第46号 教育委員会委員の任命同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第46号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第46号、教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会のご同意を求めるところでございます。任命しようとするかたは、新得町3条南2丁目、高久教雄氏でございます。59歳でございます。昭和35年に竜谷大学をご卒業後、昭和42年から新泉寺の住職をされております。現在も教育委員長としてご尽力いただいておりますが、引き続き教育委員に任命いたしたいと思っております。ぜひ、ご同意をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございますので、この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により3番、松尾為男君、4番、小川弘志君、5番、武田武孝君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) ご異議なしと認めます。

よって、3番、松尾為男君、4番、小川弘志君、5番、武田武孝君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙を配布]

議長(湯浅 亮君) 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長(湯浅 亮君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案、教育委員会委員の任命同意を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[点呼、投票]

議長(湯浅 亮君) 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

松尾為男君、小川弘志君、武田武孝君、開票の立会を願います。

[開票]

議長(湯浅 亮君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票、

うち有効投票 17票。

有効投票中 賛成 13票、

反対 4票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開放]

日程第8 議案第47号 帯広市ほか十三町村複合事務組合規約の変更について

議長(湯浅 亮君) 日程第8、議案第47号、帯広市ほか十三町村複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、高橋昭吾君。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 登壇]

保健福祉課長（高橋昭吾君） 議案第47号、帯広市ほか十三町村複合事務組合理約の変更についてご説明いたします。

次のページをご覧いただきたいと思います。提案理由といたしまして、帯広市ほか13町村複合事務組合理約の変更の協議について地方自治法第290条の規定により議決を得ようとするものであります。元のページをお開きください。組合経費の支弁の方法に関する条文の一部改正であります。現在、当組合においてはごみの中間処理及び最終処分経費を無料で行っておりますけれども、処分経費の増大を緩和するために事業系ごみの有料化を平成9年4月1日実施の予定で進めており、このため組合理約に手数料、使用料収入を明示しておこうとするものであります。条例本文の説明につきましては省略をさせていただきます。附則としまして、この条例は平成8年11月1日から施行しようとするものでございます。なお、本町につきましては、伝染病隔離病舎の設置及び管理運営に関する事務の共同処理のために、この組合に加入しておりますので、構成町として組合理約の変更の議決が必要のため提案するものです。また、今回、規約の変更に伴う直接の影響はございません。よろしくご審議をお願いいたします。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 平成8年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第48号、平成8年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第48号、平成8年度新得町一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,235万3,000円を追加いたしまして、予算総額を86億7,989万5,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の追加は、第2表、地方債補正によるものでございます。

7ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

歳出のうち主なものについてのみご説明申し上げます。2款の総務費、財産管理費では、北栄会集会所の屋根が改修を要しますので、この補正でございます。また、住民活動費では、花いっぱい運動推進委員会において、窓辺の花ということで町民に斡旋いたしました予定個数が相当大幅に上回った関係上、その補助金を増額いたしております。

8ページ、4款の衛生費でございますが、町営浴場の修繕とごみ焼却炉のダイオキシンの排出実態調査の委託料を補正しております。

6款の農林水産業費の農業費では、農村環境整備事業によります水洗化戸数が1戸増えておりますので、この補助金を増額いたしました。また、林業費では、トムラウシ少年グリーンクラブの制服更新分として、この補助金を増額いたしております。

9ページの7款、商工費の商工振興費では、先程、町長の行政報告でもご説明ございましたが、新得モータースクールに対する補助金500万円と出資金200万円の補正でございます。また、観光費では、狩勝峠展望台の改修と観光協会で実施予定の狩勝峠公衆トイレの送水ポンプの取り替え、並びにニューイヤーフエスティバル協賛金分の補助金を補正いたしております。

10ページでございますが、8款の土木費では、水力発電施設周辺地域交付金を受けて、佐幌15号線と佐幌基線の舗装補修を計画しておりますので、この額を補正いたしております。

10款の教育費の小学校費では、新得小学校の体育館の屋根と陸屋根部分の補修費を補正いたしております。また、中学校費では、コンピューター整備の内容変更いたしております。そのため、この備品購入費を減額いたしております。保健体育費でございますが、ランニングコースの整備を行うための用地確定測量、実施設計の委託料、更にスポーツ合宿の里事業の補助金を補正いたしております。

前に戻っていただきまして、5ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

7款の地方交付税では、今回補正の財源を調整いたしております。

以下、10款では使用料及び手数料、12款、道支出金、6ページでは18款の町債の補正でございます。

3ページの方に戻っていただきたいと思います。

3ページの第2表、地方債補正では、追加といたしまして、狩勝峠展望台改修事業債、並びにランニングコースの整備事業債の補正でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 4点程お聞きいたします。

7ページ、夢基金の運営委員会で12万の補正をしているわけですが、これ報償費ということで、当初、確か16万の確か予定だったと思うんですが、12万も増額するということは、何か委員さんが活動活発にしたのか、それとも人員が増えたのか、そのあたりをちょっと説明お願いいたします。

それとですね、新得モータースクールの件なんですが、これ議員協議会でもいろいろ議論が出たんですが、町長の意向の中では、これ以上の支援というか、改善策は一応考えてないというようなことだったんですが、これはそのとおりになるのかどうか。それ

と、私は、これ決して支援をするとか、やめろとかというんでなくて、むしろ支援をしてほしいという立場なんです。ただ、私達に示された経営改善案ですか、それによりますとですね、当初の当期の利益がですね、年間100万とか、50万とか、100万とか、50万の繰り返しを続けるわけですけども。新得モータースクールというのは、もちろん教習車というのは絶対必要なもんなんですよね。それたとえば、私は何年で、耐用年数が何年かということは全然素人で分かりませんが。仮に10年使ったとしてもですね、750万しか残らないわけですよ。これで車の更新が出来るのかどうか。不可能ですよ。絶対不可能な、私はしてもいいんですけど、そういう不可能な経営改善案ではですね、どうも納得がいかない。支援する以上ですね、ちゃんとこれ経営が出来るというものを示してほしい。これどう考えてもですね、あの計画ではですね、10年の後には、また、経営無理なんですよというの示したみたいなものですから、そういうのちゃんと示してほしいと思います。ということです。

それとですね、11ページの中学校費の教材費、備品購入、一応コンピューターをですね、費用が減額になったと、備品が減額になったということなんです。それは分かるんですが。ほかの備品にとか、そういう教材に流用できなかったのかとか。わざわざ減額する必要があったのかと。小さなことですけどもね、学校ではいろんな物が足りない足りないという、父母の間にも教師の間にも言ってるわけですから、この155万、何かに使えればですね、流用できれば、けっこう今まで要望があったものが満たせるのでないかなと、ということです。

同じく11ページ、ランニングコース用地の確定測量なんです。これ、一応、初めて出てきたわけですが。どこにどれぐらいのものを作る予定、これからまだ測量ですからはっきり決まったわけでないと思いますが、どういうものを想定しておられるのか、説明お願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答え申し上げます。

当初予算で4回分の委員会の開催を予定してございましたが、今回すでに今年は3件の申請がございまして、事業認定ですとか、完了のための委員会を既に4回開いてございまして、今後3回は開催が必要となりますので、その分の補正でございます。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 新得モータースクールの関係についてお答えいたします。

今、能登議員さんの方から将来の経営の見通しというようなことでご質問いただいたわけですが、私ども議員協議会の中で一定の資料ということでお配りさせていただきましたけど、これについて再度、この新経営人と内容等について再三にわたっている詰めた経過もございまして、これに伴いまして、当初、向こうで試算した利益を見込んだわけですが、営業の努力の中においては若干だしていけるのかなというような状況も見い出しました。併せまして、このかたがたにせつかく経営をやっていただくわけですが、町といたしましても短期間のうちに、今、ご心配されておりますような状況にはもっていきたくないという中で、明年度について教習車両については町が購入をして、有償貸し付けをしながらやっていきたいと。あくまでも新経営人の中におきましては、資産を保有しない形で経営をやっていただくと。その中で営業努力も最大限していただくというところで、私ども試算をさせていただきます。いろいろ

経理上の問題もございまして、再三にわたりましてその内部について、今、新経営人ともいろいろ詰めているわけでございますけれども、一定程度見通しも立ってやって行けるということで、町の理事者の方にも9月になりましてからも是非やっていきたいという意思等の確認もされてございますんで、ある程度入校者数の減少も、私ども人口推移の中でみてございまして、その中でもある程度やっていけるという段階に立ってございますんで、何十年先ということにはございせんけれども、私ども試算している中においてはある程度、今後、見込んで一定程度やっていけるだろうと。なおかつ、こういう経済の変動の中ででてくるわけでございますけれども、入校者数が減少した中では、当然、学校の中の職員体制の見直しも十分踏み込んでやっていかなければいかんというようなことで、私ども試算をさしていただいておりますんで、その中で十分やっていける見通しもついてございましたんで、今回、提案をさせていただきました。その辺ご了承を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答え申し上げます。

今回につきましては、屈足中学校のコンピューターの整備計画がほぼ概要がまとまりましたので、それに伴いまして不用額を今回、減額いたしたいというようなことでございます。備品につきましては、年度当初に具体的なですね、当初予算として計上いたしておりますので、確かに学校では十分ではないかもしれませんが、それぞれ備品については別々に配慮していくという仕組みを取っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） ランニングコースの概要でございますが、サホロリバーサイドパークゴルフ場の周回コースで、距離で2 km、幅3 mを予定しております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） モータースクールの件なんです。これずっと有償貸し付けしていくから大丈夫だということなんです。これまた10年来たら、また町が買うわけですか。先程の私の意見の中にもありましたけれど、これ以上、町長はあまりやりたくないというような、断言はしてませんが、そういうふうな意向ですから、何年か知れませんが10年経つと、また町が車を買って有償貸し付けするわけですか、仮に10年とした場合。話が矛盾してくるわけですね、有償貸し付け、有償貸し付けしていく。私は自立してほしいと、だから言っているわけですね。何でもかんでも出すのは、幾らでもできます、そんなもの、誰だってできます。もっと経営努力をすとか、何かをしてやるべきじゃないのか。有償貸し付けするのは誰でもできますよ、子供でもできます、はっきり言いまして。そういうことするんじゃないかと、もっと自立してやれないかという、こういうことを申しているんで、あの経営案ではですね、私はそれしか見れないんです。理事者のかたはいろいろこう話し合いの過程で感触をつかんでられているからそういう答弁をするだけなんです。私達はですね、その紙しか見れないんですから、その紙でしか判断できないんです。だから分かるように示してくれないかと言っているわけですね。それでですね、もう一度それ答弁お願いしたいんですが。

ランニングコースですがね。一応、周回路の3 m、幅3 m、2キ口、どの辺りに予定されているわけですか。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 教習車の購入の関係でございます。耐用年数ではほとんど法定できるのは6年程度ということでございますけれども、現状的には8年、今、使用してございます。これについて明年度17台更新の時期が来てございますんで、更新をして有償貸し付けをしていきたいということでございます。その後どうなるだろうということでございますけれども。私ども教習車両、普通車のみについてはいろいろ支援をしていきたいと。その中である程度利益を私ども試算の中でみてございますんで、その中で積み立てもしていただいて、会社の保有金の中で今後の購入等については十分検討していただきたいと、経営努力していただきたいというようなこと詰めてございます。ただ、大型車輛ですとか、自動二輪ですとかそういう車両もございます。これ等については、使用頻度が少ないということでございますんで、更新という形でなく、必要な場合についてはリース等で会社経営の中で支払いしながら継続していただくという詰めもしてございますんで、ある程度今後、9年に購入していただいた後には、ある程度積み立てをした中で次期の更新の時には手立てできるというふうに考えてございます。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 佐幌川左岸に設置いたしましたサホロリバーサイドパークゴルフ場の周りをぐるっと回るような形で2キロ設定を想定しております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） モータースクールの件なんです。1点、この経営改善案ですね、収支の予測、あれを改めてですね、再提出、納得のいくものにしてもらえないだろうか。それでなかったらあれわざわざ、先程も言いましたように私達はあの紙しか見れないんですから、それでしか判断できないんですから、なるほどこれならできるというものを再提出してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 今現在、新得モータースクールの経理につきましては、弘前のマルエス自工が一括経理をしているというような実態でございまして、10月1日をもちまして新経営人になった段階において、経営がこちらに移るといふ段階におきまして、新経営人のかたと再度もう一回詰め直しして、その今後の見通しについてのある程度5か年程度については提示することは可能かと思っておりますんで、その時点で提示をしたいというふうに考えてございます。

議長（湯浅 亮君） 11時20分まで休憩とさせていただきます。

（宣言 11時04分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時20分）

議長（湯浅 亮君） 質疑をお受けします。

7番（石本 洋君） 2点程。

花いっぱい関係で、この問題についてはいいわけで、関連してお話をしたいわけですが。だいぶ20年近く花いっぱい運動やっているわけなんです。一つも残ったものがないわけですね。我々の心の中にはあの花壇は綺麗だったなと、これほどというよう

なイメージは残っていますけれども。新得町の花いっぱい運動そのものの遺産というか、歴史的な事実を証明するものというのはいないですね。そこで私の言いたいことは、やはりある程度ですね、将来に残るような花作りをね、やっていく必要があるんでないかと。よその町に行きますと、有名なのは東藻琴だとかね、遠軽、あっちの方面の芝桜の山、そういうのありますよね。それからこの近辺で言えば、鹿追あたりが道路の両脇にコスモスを植えていると。コスモスの関係でいくと静内町の百間道路ちょっと見てきました。桜は植わってないけれども、今の時期はコスモスを両方に植えているといったようなこと。それぞれのその上川方面に行けばポピーだとか、そういうものを植えているといったように、将来的に遺産として残って、しかもその町の観光資源として役だっていくように役割をしているわけなんです。ところが新得の花いっぱい運動は、悪いとは言いませんよ、悪いとは言わないけれども、毎年、労力を掛け、金を掛けていきながら残ったものがないと。こういうところですね、残念だなと。強いて言えば、みんな花を花壇を作るといって心合わせて一生懸命やったという、長いね、道筋が見えるということが救いなんですよ。だけどこれからはね、できれば残るようなものを作ってほしい。私はかねがねコスモスもいいなと思ったから、だから屈足と新得の道道沿いにですね、虹の架け橋のようにですね、コスモス畑をずっと作ってもいいんでないかと思うけども、優秀な皆さんがたが更にいい発想だしていただければね、協力するわけなんです。そういうことで考えていただきたいなと思いますね。

その次にですね、もう1点。11ページの保健体育費の委託料でランニングコースの関係が出てまして、先程の能登議員の質問の中にも出ていましたが。私、こういうふうですね、ぼつぼつと出されてきて、そしてああだよ、こうだよというような形でですね、おうさわにですね、問題が提案されるということは感心しないですよ。常々言っているわけなんですけれども、運動公園そのものをきちっと総体的に見直すべき時期に来ているわけですね。運動公園から外れたとこにパークゴルフ場が出来たりね、それから温水プール。温水プール、僕はあんなふうに離してやることは将来的に管理費の面で大変だなと思ってね、よく教育委員長さんあたりがね、そういうこと認めるなど感心して見ているんですけれども。本当に将来の管理費だとか、一般の住民の利用の度合いだとか、そういうもの考えていくとですね、一体となる努力、その中にはですね、池を潰すか、野球場を潰すかということもあるけれども、将来的なことを考えながら総合的にものを考えていくと、そのためには運動公園のね、見直しをね、早くやるべきだと。僕は、委員長さんに特にお願いをしたいわけですよ。教育委員会ね、例えば温水プールにしたって5年くらい前に2年間やらして、2年間ブランクあって、また1年間やって、そのブランクの2年間に一体何をやっていたんだと言いたいわけですよ。そして今この段階で位置の問題でわさわさやってね、委員会で論議をした精神というものは、皆さんご覧になって分かっているだろうと思うんですよね。ですから、ランニングコースにしたってですね、委員長や教育長の頭の中で描かれただけでは駄目なんですよ。やっぱりきちっと運動公園なら運動公園の一環としてやるのであればその中で位置づけをしてですね、出してもらいたいと。これできるだけ来年の3月までね、その考え方をね、決めてもらいたいなと、こういうふうに思います。

以上です、2点、これについての考え方をお伺いするんですから。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします。

私どもの町では、住民運動ということで今まで毎年行ってきているわけございまして、一昨年から始めております窓辺の花につきましても、先程、ご提案申し上げております窓辺の花につきましても予想外の申し込み等がありまして、花いっぱい運動の住民意識がかなり定着していると考えておるところでございます。また、今の石本議員の方からご指摘もございました件につきましても含めまして花いっぱい運動推進委員会で、今後、検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

道路の縁のフラワーロードというようなことございましたけど。いまだその辺検討してございませんので、今後、検討させていただきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） ご質問にございました関係でございますが。今回の用地確定測量についてはですね、全体の計画を立てるための基礎的な調査だということで、まずご理解いただきたいと思います。ご意見にございました運動公園の見直しについてはですね、近く検討委員会も発足いたしましてですね、たたき台を作っていくというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 2点についてご質問いたします。

まず8ページ、清掃費の中で焼却炉のダイオキシンの排出実態調査ということがあります。今までにも、現在、使っている施設では定期的に排ガスの調査をしていたはずなんですけれども。何故、今の段階になって、この数倍の予算を掛けたものをしなければならぬか。もし、新得の現状の排ガスの中にダイオキシンが入っていたからといって、直ぐにそれを直さなければならぬというような国の通達が来るものなのかどうか。来年ですか、新しい施設が稼働することでもって準備中にも関わらず、何故、今、町費をもってこの調査をしなければならぬのか、その意義についてお聞きしたいと思ます。

それから2点目はですね、教育費の中で、先程も質問に出ていましたけれども、教材用で屈中のコンピューターについての減額なんですけれども。今回、1,560万で揃えられるコンピューターですね、過去何度も申し上げますように、大変進歩が激しい、それでできるだけその進歩に併せて拡張のできる装置が必要なのでないかということで、度々お話をしていたはずなんですけれども。その実態というのをいろいろ学校にお聞きしますと、現状で旧式の機械を使っていると、それを台数を増やす時にも、その旧式の機械に合わせたものでないと使えないという話を聞きます。実際に私達が個人で使うもの、数年前にはですね、やはり100万以上していたものが、今では20万台、1台ずつ買うとですよ、ということはこの1,560万という大きな予算がある中でそれを揃えようとするれば、全部を買い替えてもこの予算の中で一人1台当たるだけのものが確かに買えると思います、最新の機械で。ところが現状で今付けている機械を利用しながらやるとすれば、もう何世代か前の機械に合わせたもの、もう市場にはほとんど出回っていないようなものを付けなければならないという、この学校の実態をお聞きしますと、果たしてこの予算が有効に使われているのかどうか、疑問に思うところあるんですけれども、実態はどうなっているのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします。

厚生省からの指示でございまして、全国の市町村のごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出の実態を把握しまして、今後、厚生省でダイオキシン対策の削減対策を検討実施するうえでの基礎資料とするため、平成8年度中に調査するよう指示があったものですから、能力の大小に関わらず全部の施設について調査すれということでございます。

議長（湯浅 亮君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） 今、ご質問のありましたコンピューターの関係でございますけど。屈足中学校のコンピューターにつきましては、1,560万円の予算のうち900万円がコンピューターの部分となっております。現在、検討しておりますのは、1クラス全員にコンピューターが当たるようにということで、将来的なことも考えてウィンドウズ95対応型ということですね、計画しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） このダイオキシンの調査についてですけれども。既に新しい処理場では現状の厚生省の規制を満たしているものはずなんですけれども。もうすぐ使用を中止するものについても、これだけの予算を掛けてどうしてもしなければならないものなのかどうなのか。その辺についていかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします。

そのあたりにつきましても、道の方に問い合わせしましたけれども、今年度中に稼働する施設であれば調査は必要ないということでしたが、私どもの町では来年度の9月、8月中の完成で9月以降の稼働なものですから、それについては調査は必要だということで回答でございましたので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 1点だけ。先程からランニングコースのことでお話がありましたけれども。ランニングコース2キロというようなお話を先程していただいております。私、今、合宿の里事業で、神戸製鋼、その他のところが合宿に新得町に毎年入ってきていただいているんですけれども。このランニングコース、果たして2キロというのがですね、その来ていただいている実業団、地元に合わせているのかどうか。また、あそこはですね、橋から、私、道路を自転車でそのパークゴルフ場に行けるように河川敷地のところを自転車で行ける人の道路を整備していただきたいというのがお願いしてございました。それにこのランニングコースがですね、果たしてうまくマッチしてですね、そのコースが取れるのかどうか。そういう青写真はもうすでにですね、作られていて、2キロというコースがですね、果たして取れるから2キロにしよう、本来は3キロ取れたら3キロにしようとか、いろいろなものが検討されるべきもんじゃなかなと思っております。また、実施設計はですね、この2キロの実施設計でこの金額を言われているのかなと私思ったら、先程、石本議員の時にですね、この実施設計の金額は違うような意味の発言をされたように思いますけれども。ひとつご説明願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） これ私どもですね、この計画を立てる前にですね、実業団の監督のかたにも現場を見ていただいてですね、いろいろご相談にも乗っていただ

いております。それでご質問にありましたようにですね、2キロというのはサホロリバーサイドパークゴルフ場を周回するというので2キロでございますが。将来的にはそこからですね、佐幌川左岸の上流部に向かいます、現在、検討しております中央公園、あの園の中にもですね、2キロ程度のコースはできるのではないかと。そうするとそのつなぐコースを作りまして橋井橋の下もですね、何とかランニング的にはくぐれるということになりますと、全体であの辺ではですね、5キロのコースが取れるなということ、後、佐幌川左岸側の築堤の改修に併せてですね、ランニングなり散策ができるということになれば、将来的にももっと長いコースが作れることになるなということで考えてございます。

それから後段の実施設計でございますが。500万円の中にはですね、橋井橋から佐幌川左岸のパークゴルフ場の周回の部分も、全体の用地確定測量と今回の2kmの実施設計相互が含まれております。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 用地買収にですね、その若干係る部門があって公表できないのか。将来、5キロ、6キロというふうにランニングコースがこうつながってですね、いく予定をしているんだしたら、こういうふうな将来設計は、今は2キロだけれども、5キロにしたいというようなですね、図はやっぱり提示していただいてもよろしいんでないかな。そこにあそこに農家1軒ございますから、用地買収や何かがからむ時はですね、これはそのいろいろな諸問題もあるから難しいことはあるかもしれませんが。やっぱりこういうのは単年度でなく、つなぎつなぎでも将来的には何キロにしたいというものをですね、言っていただきたいなと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 関連ですか。

（「同じような」と言う者あり）

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 今のランニングコースと絡むわけでございますが。どうも私、説明やら、今の答弁なんかも聞いておってですね、感ずることは非常に視野が狭いんでないのかなという気がする。僕はもちろんさっきのあれもありましたね、合宿の問題もありましたけれども。やはりうちの町の特性は何かということになるとね、やはりこの十勝平野の一角にあって、しかも選りよによっちゃあ起伏のコースだとか、あるいはね、この佐幌の高台に上れば日高山系を眺めれるとか、あるいはまた、ところによっちゃあ、大雪山系だって見えるわけですから、そういうようなものもそういうコースの中に入れて、敢えて、またしかもこういう天然林もこの辺に沢山あるわけですから、そういう中をくぐって行けるよとか、場合によっちゃあカラマツの風防林の横を過ぎて行くとか、白樺林をこえて、また、沢を下るとか、そういうもうちょっとね、どうも話を聞いているという、パークゴルフ場の周りを回って2キロだ、あそこ実際、回っていて何が見えるんだと言ったら、何も見えないわけですよ。それよりやっぱりもうちょっと、もうちょっと視野を広くしてね、例えば10キロコース、それからマラソンのハーフ、それぐらいのコースをね、この町道も絡めて、佐幌高台からその辺の全部絡めて、そういうような選定をやったらどうなのか。そしてそれをマラソンコースの42キロあればなおいいだろうけれども、せめて20キロコースとか、ハーフのコースとか、そういうものもね、折り込めれるはずなんで、選定の仕様によっちゃあ折り込めれるはずなんで、

そういうことやることによってね、非常に来た人も感動するだろうし、また、そういうもの築き上げておいて、そして各大学に大いに売り込んで、是非、来てもらおうと。来てもらってやはりそういうコースを走ればね、おそらく向こうから来る人は感激の連続だと思うんだよ。僕はどうもさっきから話聞いていると、どうもパークゴルフの周りをクルクル回って2キロだ、橘井橋からこう来たら5キロだのとか、そんなみみっちいんでなくて、もうちょっと視野を広げて大きな構想で取り組むべきでないかなと思うがいかがですか。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

今、金沢議員さんからご質問ございました、そのとおりでございます、陸上の練習です、彼らが必要としておりますのはですね、道路を使ったですね、ロード練習、これについてはこの新得の市街から出発いたしまして佐幌の高台の中に入り込むコースとか、いろいろ監督さんにも見ていただいておりまして、非常にいいと。ただですね、今、うちがないのがクロスカントリーということで、膝をあまり痛めないようにですね、ほとんどの町村ではチップ敷くとか、いろんな方法を取っておりますが。そういうコースで欲しいと。最低で2キロ、できれば長ければ長いほどいいわけなんです、そのクロスカントリーコース。それからもう一つは練習場としては、陸上のトラックを使ったですね、いろんなインターバルですとか、いろんなトレーニングをやるわけなんです。その三つをですね、揃って全体の総合的なですね、練習に入れるということをお聞きしております。今、金沢議員さんご質問のとおりですね、いろいろ道路も含めた20キロのですね、ハーフマラソンのコースですとか、いろんなその選定についてもですね、並行してご相談してやっていくことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

諸 般 の 報 告（第1号の追加）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に、平成7年度新得町各会計決算並びに水道事業会計決算特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。平成7年度新得町各会計決算並びに水道事業会計決算特別委員会の委員長に菊地康雄君、副委員長に宗像一君、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

日程第10 議案第49号 平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第49号、平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第49号、平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万2,000円を減額いたしまして、予算総額を6億3,293万8,000円とするものでございます。

6ページの歳出をお開き願います。

2款の保険給付費でございますが、退職被保険者等高額療養費を増額いたしております。

3款の老人保健拠出金では、今年度の負担金が確定いたしましたので減額をいたしております。

7ページでございますが、7款の諸支出金では、償還金といたしまして7年度分の超過受領額を計上いたしております。

前に戻っていただきまして、4ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

2款の国庫支出金、3款の療養給付費交付金、更に5ページでは8款の繰越金をそれぞれ補正いたしております。

なお、財源調整は一般会計繰入金で調整いたしております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第11、議案第50号、平成8年度新得町公共下水道事業

特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第50号、平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,820万7,000円を追加いたしまして、予算総額を6億3,718万5,000円とするものでございます。

5ページの歳出をお開き願います。

1款の事業費でございますが、受益者負担金前納報償金、更には水洗便所の改造資金貸付金につきまして、前納者並びに借入希望者が増えてまいりましたので、この分を増額いたしております。

前に戻っていただきまして、4ページの歳入でございますが、6款の諸収入で水洗便所等の改造資金貸付金の元利収入を増額いたしております。

なお、財源調整は一般会計繰入金で行っております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第13号 道路財源堅持等に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第12、意見案第13号、道路財源堅持等に関する意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。議員、金沢静雄君。

[18番 金沢静雄君 登壇]

18番（金沢静雄君） 意見案第13号、道路財源堅持等に関する意見書の提案理由の説明をいたします。提案理由の説明については、道路財源堅持に関する意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

道路財源堅持等に関する意見書。道路は、国民生活の向上と経済の発展を図るうえで、最も基本となる社会資本であり、ことに広域分散型社会を形成している北海道においては、根幹となる高規格道路から住民生活に密着した市町村道に至る道路網の整備を、なお一層促進する必要があります。その実現のためには第11次道路整備五箇年計画の完

全達成が不可欠となるのであります。そのために次の事項について強く要望いたします。
1、第11次道路整備五箇年計画の完全達成のため、道路整備費の大幅な拡大確保が図られるように配慮すること。2、ガソリン税、軽油取引税、自動車取得税等の道路特定財源諸税の税率を絶対に堅持するとともに、地方の道路整備財源について充実強化すること。また、一般財源の投入を大幅に拡大すること。3、高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備や交通安全対策等、安全で快適な環境づくりを推進すること。以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。以上でございます。

[18番 金沢静雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 議員提案で出されたわけでございますから全面的に賛成をしたいところなんです。ただ、現在のガソリン税というのはですね、税の上に税を掛けるという仕組みになっているもんですから、大変この点についてはですね、非常に不満を持っております。しかし、新得町、ご承知のとおりまだまだ道路の整備が進められなければならない地帯でございますので、ですからそういうものをお願いする立場として、こういうことも止むを得ないのかなというふうに思いますが。ただ、この次の事項の2番目の「税率を絶対に堅持すると共に」というところの絶対にというのをもし取れるのなら取っていただきたいなと、こういうふうに考えます。以上です。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。

（宣言 11時52分）

議長（湯浅 亮君） 再開いたします。

（宣言 11時55分）

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより意見案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、意見案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13 意見案第14号 中小企業の法定労働時間に係る
猶予措置の延長等に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第13、意見案第14号、中小企業の法定労働時間に係る

猶予措置の延長等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は、総務常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第14 意見案第15号 平成8年産畑作三品価格等に関する要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第14、意見案第15号、平成8年産畑作三品価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第15号は、農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

休会の議決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議案調査のため、9月13日から9月23日までの11日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) ご異議なしと認めます。

よって、9月13日から9月23日までの11日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長(湯浅 亮君) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(宣告 11時57分)

第 2 目 目

平成 8 年第 3 回
新得町議会定例会（第 2 号）

平成 8 年 9 月 2 4 日（火曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
		諸般の報告（第 2 号）	
追加		町長行政報告	
1		一般質問	
2	認 定 第 1 号	平成 7 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について	
3	認 定 第 2 号	平成 7 年度新得町水道事業会計決算認定について	
4	決 議 案 第 1 号	議員定数調査特別委員会設置に関する決議	
5	選 任 第 1 号	議会広報特別委員の選任について	
追加		諸般の報告（第 2 号の追加）	
6	意 見 案 第 14 号	審査結果について	
7	意 見 案 第 15 号	審査結果について	
8	陳 情 第 4 号	継続審査申出について	

会議に付した事件

諸般の報告（第 2 号）

町長行政報告

一般質問

認 定 第 1 号 平成 7 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認 定 第 2 号 平成 7 年度新得町水道事業会計決算認定について

決 議 案 第 1 号 議員定数調査特別委員会設置に関する決議

選 任 第 1 号 議会広報特別委員の選任について

諸般の報告（第 2 号の追加）

意 見 案 第 14 号 審査結果について

意 見 案 第 15 号 審査結果について

陳 情 第 4 号 継続審査申出について

○出席議員（19名）

1 番	吉 川 幸 一 君	2 番	菊 地 康 雄 君
3 番	松 尾 為 男 君	4 番	小 川 弘 志 君
5 番	武 田 武 孝 君	6 番	広 山 麗 子 君
7 番	石 本 洋 君	8 番	能 登 裕 君
9 番	川 見 久 雄 君	10 番	福 原 信 博 君
11 番	渡 邊 雅 文 君	13 番	千 葉 正 博 君

14番 宗 像 一 君
16番 黒 沢 誠 君
18番 金 沢 静 雄 君
20番 湯 浅 亮 君

15番 竹 浦 隆 君
17番 森 清 君
19番 高 橋 欽 造 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員	長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	高 橋 一 郎 君
収 入 役	川 久 保 功 君
総 務 課 長	佐 藤 隆 明 君
企 画 調 整 課 長	鈴 木 政 輝 君
税 務 課 長	渡 辺 和 雄 君
住 民 生 活 課 長	村 中 隆 雄 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 昭 吾 君
建 設 課 長	常 松 敏 昭 君
農 林 課 長	小 森 俊 雄 君
水 道 課 長	西 浦 茂 君
商 工 観 光 課 長	清 水 輝 男 君
児 童 保 育 課 長	長 尾 直 昭 君
屈 足 支 所 長	貴 戸 延 之 君
庶 務 係 長	武 田 芳 秋 君
財 政 係 長	阿 部 敏 博 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博 君
学 校 教 育 課 長	秋 山 秀 敏 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 末 治 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 赤 木 英 俊 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 富 田 秋 彦 君
書 記 広 田 正 司 君

開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これより本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手元に配布したとおりであります。

（宣告 10時00分）

諸 般 の 報 告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手元に配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行 政 報 告

議長（湯浅 亮君） 町長より特に発言の申し出がありますので、これを許します。
町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） お許しをいただきまして、特に議会に行政報告を申し上げたいと思います。

内容につきましては、町有林野立木売り払いに伴う買入業者の誤伐が発生したことであります。本年2月に、町有林南新得団地6林班5小班外3件の立木公売によりまして、カラマツ19.64ha、8,695本、1,824.53m³を有限会社、尾崎林業、代表取締役、尾崎一雄氏に売却いたしましたところであります。平成9年3月31日までの伐採期限内で、現在、伐採中でありましたが、9月13日、売り払い地の隣接地を誤伐した旨の報告を受けまして、現地調査を実施してまいりましたところ、町有林6林班3小班内のカラマツ64本、21.31m³、雑木47本、9.04m³、面積にいたしまして約0.2ha、被害額にいたしまして14万2,140円が誤伐となっていたことを確認いたしましたところであります。入札前の現地説明及び伐採着手時においても現場確認を尾崎林業側と十分に打ち合わせをいたしましたが、会社側の現場指示不徹底により誤伐が発生してしまいましたことは、誠に申しわけないこととございます。本件につきましては、9月17日付けで損害補償、立木補償合わせて429,740円、誤伐林地の植栽0.2haを指示いたしまして、新得町が行う林業事業関係に関わる指名競争入札の参加を平成8年9月17日から50日間、指名停止する行政処分をいたしたところであります。今後、このようなことがないように十分注意すると共に業界並びに担当職員にも再発防止を指示したところであります。以上のとおり経過と処分についてご報告申し上げ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 斉藤敏雄君 降壇〕

日程第1 一 般 質 問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。7番、石本 洋君。

[7番 石本 洋君 登壇]

7番（石本 洋君） 平成8年度も半ばを過ぎようとしております。町の諸事業も概ね順調に推移しているものと存じます。ついては、その中からしらかば台分譲地の分譲状況と道路問題を取り上げ、質問いたしたいと存じます。

まず、最初に土地開発公社が開発し分譲しております、しらかば台団地の分譲状況についてお伺いいたしたいと存じます。この団地は中央に円形状の区分地がありまして、複雑な境界を持つ変形の宅地であります。かつての議会でその変形ゆえに売却に懸念を持ち、見直しを求めた経緯があるのでありますが、計画が強行されたのであります。果たせるかな、この分譲地の売却状況は、正方形の部分は順調に売りさばかれたにも関わらず、変形の部分は多くは売れ残っている状態であります。最近、2区画ほど売れたとのことではありますが、後の部分は見通しの立たない状況であります。この分譲が進みませんと新たに分譲地を計画することができないのではないかと心配しております。そこで伺います。この分譲地の分譲状況は、現在、どうなっておりますか。この分譲地が全部売却されないかぎり新たな分譲地造成はしないつもりでありますでしょうか。変形の部分について区画変更工事をして、方形に改め買いやすくする考えはないでしょうか。町長の所信をお伺いいたします。

次に道路問題であります。まず、高規格幹線道路清水夕張線であります。この道路は、新得町内南西部の新得畜産試験場用地内を約8キロにわたって横断し、日高山脈を越えて占冠に抜けるわけですが、本町内にインターチェンジが設けられるわけでもなく、メリットの一つもないものと言っても過言ではありません。しかしながら、この地点は札幌から釧路、北見方面に行くちょうど中間点でありまして、ドライバーの疲労の起こりやすい地点であり、また、景勝的には展望のすばらしい所と思います。従って、ここに是非、望楼付きのサービスエリア、パーキングエリアを設けていただき、車道側からも試験場用地側からも利用可能なユニークな施設を造っていただきたいと思っております。とかく目的地に直進しがちなドライバーに、ゆとりと観光的要素を加えますと、この高規格道路の利用度も高まりますと共に、試験場用地側からの観光客の受け入れも可能になり、道路に対する理解度も高まるものと存じます。転んでもただでは起きないというのは狂言かも知れませんが、そのようなお気持ちで開発局とお話をされるよう望んで止みません。町長はいかがお考えでありますでしょうか、お伺いいたします。2点目に主要道道新得夕張線の関係であります。かつて町長は、夕張市長が新得夕張線については新得町長にリードをおまかせすると言われたと、喜んで報告されていたことがあります。しかし、夕張市について言えば、札幌夕張間の高規格幹線道路が完成間近であり、夕張市の関心はむしろ清水夕張間の高規格幹線道路の早期完成に傾いているものと考えられ、念頭には主要道道新得夕張線は消えているのではないかと想像されます。かつて、大雪山縦貫道路が着工間近で凍結の苦渋を飲んだことがあります。このような状況の変化の中で、新得夕張線の影が薄れ、無用論さえ聞かれる昨今であります。ただ、新得町にとっては、この道路は生命線とも言える重要な道路であります。私が、予てから申し上げているように、新得で止まるだけの道路に終わらせないことが、この道路の存在感を高めるものであります。町長は、この道路の早期完成を狙いとして、どのような手立てを組み、運動を進められているのか、将来の展望も含めて所信をお伺いしたいと存じます。3点目になりますが、本通歩道改良についてお伺いいたします。本町

の中心市街について、歩道の改良が急ピッチで進んでおり、大変喜ばしいことであります。いずれ主要通りも概ね整備されるものと存じます。そこで本道南3丁目、4丁目についても早期に改良されるように望んでやみません。それは行政の中心地、役場に通じる路線であるからであります。ただ、4丁目については、新得夕張線のアンダーパスとの関連がありますので、どのようになるのか分かりませんが、これを含めて町長の所信をお伺いいたしたいと思っております。

[7番 石本 洋君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) まず、土地開発公社のしらかば台団地の分譲状況につきまして、お答え申し上げます。しらかば台団地は、平成4年12月の土地開発公社の理事会で新団地造成の計画決定がなされ、平成6年7月から分譲を開始したところでございます。現在までの分譲状況は、全分譲予定数61区画に対しまして、平成6年度17区画、平成7年度には5区画、今年度は5区画の合計27区画を分譲いたしてありまして、更に予約1区画を加えますと、今月末で28区画が分譲完了となる予定であり、残りは33区画の状況となっております。分譲いたしました区画には、すでに18戸の住宅建築がなされ、現在、3戸が建築中でございます。この分譲がスムーズにいかないと新たな分譲地の開発が進まないことになるのではないかとのご質問であります。分譲開始後2年2か月を経過いたしました現在の状況は、一応、成果を挙げているのではないかと考えております。今後の新たな分譲地の開発につきましては、しらかば台団地の分譲状況を見ながら進めていきたいと存じますが、分譲地としての利便性や快適な居住環境などを考慮した特色ある分譲地を開発していきたいものと考えております。次に、このしらかば台団地の区画形態につきましては、土地開発公社の理事会でも、種々論議のうえ、どこの街並みも四角の土地区画が多く、個性のある団地づくりを、との理由で造成されたようでありますが、私どもも必ずしも望ましい区画と言えない面もあると思っております。従いまして、団地中心の円形部分3区画は、平成7年度に分譲予定を変更いたしまして、公共用地といたしました。なお、不定形区画につきましては、分譲済み27区画の内、今年度の4区画を含めまして9区画でございます。その内5戸が建築済みで、現在1戸が住宅を建築中でありまして、また、予約1区画につきましてもこの区域でございます。残余の不定形区画につきましては、今後の分譲状況を参考にしながら土地開発公社理事会等での審議によりたいと存じますので、ご理解賜りたいと思っております。

次に、高規格幹線道路夕張清水線につきましては、現在、北海道開発局におきまして環境影響評価準備書を作成いたしまして、去る7月12日から8月12日まで縦覧され、また、地域住民に説明会が開催されるなど、整備計画への昇格に向けて取り進められているところであります。さて、ご質問のサービスエリア、パーキングエリアなどの設置につきましては、機会あるごとに帯広開発建設部等に要望いたしてありますし、今後とも積極的に取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。次に、主要道道夕張新得線についてであります。平成7年2月23日、1市2町1村の沿線自治体をもちまして、主要道道夕張新得線建設促進期成会を設立し、関係市町村連携の下に建設促進に向けて積極的に取り組んでいるところであります。本線は、延長約100kmの内、舗装済みが45km、砂利道が52.4km、未開削が2.6kmの状況であります。未開削の内、約2.1kmが日高鞍部に位置してありまして、先般8月7日に議

員の皆さんに現地をご覧いただいたとおり、南富良野側は頂上直下まで牛の放牧場であり、新得側は熊笹の密生する疎林帯であります。自然環境上は特別な問題はないと考えております。この間においても、関心のある町民のかたがた、また帯広土木現業所等と現地踏査の機会を設けるなど、早期建設に向けて努力しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。また、夕張の対応の問題があったわけではありますが。いずれにいたしましても、本期成会といたしましては、この100キロの全線の内、日高鞍部の開削を最優先するということが期成会の了解事項であります。また、夕張市側におきましても、今月に入りまして20日に土木部の次長以下関係者が現地の踏査を行っておりますし、併せてこの30日には夕張市議会の道路特別委員会が現地を踏査するという手はずになっております。今後とも期成会が足並みを揃えて、特にこの路線は札幌、旭川、帯広と、三つの土木現業所が管轄しておりまして、今、期成会の各市町村がそれぞれの土木現業所をはじめとして、道の土木部の方へも要請をいたしているという状況であります。今後とも引き続き要請活動を強めていきたいと、このように考えておりますのでご理解賜りたいと思います。次に、本通歩道改良を南4丁目道道まで延長してはとのことではありますが。本通の歩道の改良は、道道新得停車場線の改良を道に要望しておりました時の協議の中で、町も駅前をカラー化することが条件の中でありまして、そのために実施したものであります。従いまして、駅周辺及び商店街も道道と一体のカラー化を図ってまいったものであります。この商店街のカラー化も平成7年度施工で一応の終了と考えております。ご指摘の南4丁目などの改良につきましては、まだ歩道の痛みもないため、補修の時期に来ていないと考えております。町内には歩道改修の必要な所が、まだほかに沢山ございまして、順次改修をしてみなければなりませんので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) 町長の適切な答弁で、あと質問する必要もないのかなと思いますけれども、二、三やってみたいなと思います。

まず、最初の土地開発公社の関係でございますが。今のお話でいきますと、だいたい総区画数の半分近くが分譲されているとあって、3年くらいの間は順調に行っているというようなことだと思います。しかしながら、これからが問題だと思うんですね。要するに円形の部分が大変だなというふうに思います。本来ならばあの円形の部分がかわらないうちにですね、方向転換をしてですね、やるということが望ましかったわけですね。要するに、ここにですね、やはり状況判断して決断と迅速な行動というものが望まれるわけなんですけれども。後、何個か売られてしまったわけですから、あとは極力売るよりしょうがないわけですよ。そこで町有地にした部分をですね、できるだけ早く緑化して、小公園のような形にですね、していく必要があるなと、こういうような感じがいたします。それとですね、新規分譲地の造成についても、将来的にはやっていきますということですから、いいわけなんです。その中で一応、留意していただきたいなと思うことは、できるだけ市街地の空洞化を避けるように、市街地の中で不用の町有地があったらそれを分譲するような形でですね、密度の濃いまちづくりに努力をしていただきたいなと、こういうふうに思います。それからですね、要するに新しいかえで団地の分譲状況が分かるような看板ですね、立ててもらいたいなと思うことはですね、これ道案内にもなるわけなんです。ですから、ここで言いますとですね、かえで団地に、か

えで団地の標識があるんですが、実にかえで団地って白地に黒で書いてあるだけの、本当に行ってみるとお粗末な標識なんですけれども、できるならばですね、ある程度カラーも、色彩も、ある程度ね、豊かにした看板を立ててですね、そして売れた所には買った人の名前を書き込んでいくと、というような形で、いわゆる番地の道案内にもなるような形ですね、看板というものが出来ないのかどうかといったようなことも考えられるわけですね。そういうことで、全体的にして、かえで団地の要するに教訓というものが、何んとか生かされてないなという感じしております。

次に、道路問題でありますけれども。道路問題も、高規格幹線道路については要望続けておりますし、それから新得夕張線についても現地調査を含めて、かなりの回数、努力をされているといったようなことでございます。そういうことで、この点は今後も継続をして、必ず実現にまい進してもらいたいなというふうに考えます。それで本通の歩道改良についてはですね、これもまあ今、お話があったように、今、早急にとということにはならないと思っておりますけれども。ただこれに関連して申し上げたいのですが。本通のカラーブロックを植えているわけなんですけど、間にどうしても草木が生えるわけですよ。それでそれをなくすために除草剤をまいておられるというようなことで。実は、あの付近の人からびっくりこいたってね、注進があるわけなんですよ。そういった点で、今、このような時期ですから、除草剤というのはかなり敏感な反応を示しますので、もし安全な除草剤があるならば、それなりに付近の人にですね、PRをしていただきたいなというふうに思っております。それからまた、関連しての話なんですけれども。新得夕張線、かつて行き止まりだよという表示をしてもらいたいという話をしてました。したら書いてありました。ところが、その中にですね、何々から以降はという言葉使っているんですね。何々から以降はというのはですね、ちょっと言葉として適切でないというね。何故かという、以降はというのは、ある時から後はという意味ですからね。ここはこの場所から以遠はというふうに変えないとだめなん。以遠という場合は、この場所から向こうはという意味ですから。だから言葉づかいがね、ちょっとね、どうかなっちゃう感じがいたしましたので、この機会にちょっと触れておきます。以上です。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） しらかば台団地ではありますが。中央の円形部分につきましては、先程も申し上げましたように町有地といたしました。この利用方法についてどうするかと、考え方といたしましては、公園という考え方でもできるでしょうし、あるいは将来、埋まってきたあかつきには地域の集会施設というふうなことも考えられるのかなと、このように考えておまして、それは今後の分譲状況、あるいは地域の意向というものも含めて、方法については検討していきたいと思っております。また、次なる分譲地につきましては、ただいまお話ありましたように市街地の空洞化を避けるような形で分譲地を整備していいのではないのかというお話でありまして、私もまったく同感に思っております。そうした方向を含めて新しい団地の在り方を将来に向かって検討していきたいというふうに思っております。また、町内会の看板のお話がありました。これはいろいろな町に分譲地があるわけではありますが、それ全て町が町内会連合会を通じて、助成をするという形でそれぞれの地域が自主的に看板の作成をされているところであります。従いまして、この件についても、今後、分譲が更に進めば地域の中でそういうようなことが、当然、話題になると思っております。従いまして、町としてはそれに対して応分の助成をしていきたいと、このように考えているところであります。

それから夕張新得線の問題であります。これにつきましては、何度か議会や一般の町民を含めて、より実現に向けたアピールをしていくことを兼ねまして、現地の踏査を実施してまいりました。この後におきましても、帯広土木現業所が出張所の関係者も含めて、更にもう一度踏査を実施することにしておりますし、また、一般の町民を対象にした踏査も近く実施の予定であります。それらを含めて今後ともこの路線の早期着工に向けたいろいろな形での努力をしてまいりたいというふうに思っております。それから本通の歩道のカラー化の問題であります。町並みを整えると、あるいはまた歩きやすい道路というふうな観点も含めて、必要性は私も十分認めているわけではあります。残念ながらカラー化の歩道の助成制度というものが無いわけではあります。従って、全て一般財源でやっているというふうなことから考えまして、将来的に夕張新得線のアンダーパスが出来る時に、どういうふうな整備がなされてくるかという道側の期待も我々持っているわけではあります。また、新たな状況がでてくれば、それはその段階で検討させていただきたいと思っております。また、せっかくカラー化いたしましても、間から草が伸びてくるわけでありまして、これらにつきましてはできるだけ毎月の1日と15日の道路清掃に併せて地域の皆様がたに、是非、管理をしていただきたいと考えているわけではあります。しかし、なかなか間から出てくる草を退治するのは大変だという実態もございます。従いまして、安全な管理の仕方も含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。それから最後にありましたせっかく立てた看板が行止りと、適切な表現でなかったと考えておりまして、早速、土木現業所の方と相談をさせていただきまして、できるだけ早く直せるものは直していただきたいと、このように考えております。

議長（湯浅 亮君） 次、13番、千葉正博君。

[13番 千葉正博君 登壇]

13番（千葉正博君） 私は、今年の異常気象による冷湿害に対する特別対策について、町長の考え方をお伺いいたします。

春先より低温と日照不足、そして湿害、更に追い打ちをかけるような5月中旬の遅雪など、天候の回復を願いつつ今日まで不順のまま収穫の秋を迎えてしまいました。特に春には大変生育の良かった小麦においても不稔、低温障害により平年の半分ぐらいなど、各作物においても半分作から良くても7分作という低い作況状況で、今や天候が良くなっても収量の回復は難しい状況であります。特に厳しい需給環境での冷湿害に見舞われ、畑作農家の間には将来に大きな不安を抱いております。町としても、今年の異常気象に対しての特別対策を講じて、少しでも不安を取り除く力にと要望し、町長の考え方をお伺いいたします。

[13番 千葉正博君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします

今年は、5月10日に思わぬ降雪があって以来、例年になく日照不足と降雨によりまして、農作物の生育に大きな影響を与えているところであります。特に作物の生育に重要な7月上旬では、平年日照時間の8%という最悪の状況となっております。各農作物の9月中旬までの作況につきましては、秋播小麦では製品歩止りが平年の56%、豆類では金時、手亡に一部廃耕地がみられるなど、平年の5割以下と予想され、また、大豆、小豆も今後の降霜により収穫量に変動はありますが7割程度の収穫と見込まれておりま

す。蕎麦、人参におきまして、5割から7割程度と予想されており、また、甜菜におきまして基準糖度は超えるものの、収量は7割程度、馬鈴しょの紅丸につきましては反当たり65俵と平年の87%を予想いたしております。本年の作況状況は、全町的に見ますと、排水状況など土壌条件により左右されまして、各農家ごとの収穫に極端な格差が見受けられるところであります。現在、新得町営農対策協議会で最終的な被害の状況の把握に努めておりまして、具体的な対応は平成9年度以降の種子の確保対策、及び営農に係る資金の支援対策、更に共済金の早期支払いなどが考えられますが、いずれにしても秋作の作況等も十分に調査した上で、今後の対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 13番、千葉正博君。

13番(千葉正博君) 今の町長の農業に対する、春先からいろいろ作況状況等、心配されて、農業に対する姿勢というものは十二分理解しているところであります。そこで共済制度ありますけれども、共済は通常7割と言われております。平年に比べて7割が共済、7割以上の被害に対して共済と言われております。それはあくまでも収量に対してであります。ですから、くずだとか、そういうものもすべてが入ると、ですから実質7割の被害があれば収量が悪い部分、そうするとまた3割ぐらい収量が悪くなりますから、実質5割ぐらいの被害が出て初めて共済金が支給されるのかなと、そんなような気がして、収量的な問題はありますけれども、収益的な共済にはなっていないというのが現実であります。それから特別対策でありますけれども、特に大樹町では道内でいち早く冷湿害農業対策推進本部を設け、また、広尾町でも設けております。そして先般、十勝支庁においても営農対策チームを設置し、今、対策に乗り出しているところでありますので、特に新得としてもこれらの対策について早急に要望したいと、このように考えております。また今、振興資金だとか、再生産に関わる種子の助成ということで答弁にありましたけれども、その辺も特に強く要望したいと、このように思います。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) 共済金の支払の関係につきましては、基本的には法律による一つの基準に基づいて査定がなされて給付がなされていくと、こういうことになるかと思っております。しかし、前段のご答弁で申し上げましたように、本年は極めて圃場によっての格差が極端と、中には廃耕したところもあるわけでありまして、そうした所は既に被害認定が終わっているとお聞きをいたしております。特に今年のような気象条件の下では収量もさることながら、品質面においてもかなり低下をしていくであろうというふうに考えております。今後とも少しでも共済金の中でそうした被害が補てんされるように、いろんな角度からご要望申し上げていきたいと思っております。また、ただ今、大樹、あるいは広尾というところである種の冷害対策の協議会ができたという新聞に報じられているわけでありまして、本年の農業被害、十勝管内的に見ますと、いわゆる南十勝が、中でも極めて悪いとお伺いをいたしております。私ども、そうした対策の協議会等を作ることはやぶさかでないわけでありまして、今年度の農作物の被害状況見限りでは激甚災害の指定になるとか、あるいは天災融資法の発動になるとか、そこまで至らない実は被害額でありまして、私どもこれからそれらの対策を立てていく場合には、国や道の制度というものは、期待できないと考えております。従って、町独自でどういう対策を打つか、あるいは農協としてどういう対応をするかということで、この対策が

打たれるわけでありますので、従いまして現段階ではそうした対策本部ということが果たして妥当なのかどうかですね、よく検討してみたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

[3番 松尾為男君 登壇]

3番（松尾為男君） 私は、今町議会にあたりまして2点程お伺いいたします。

まず1点は、町営住宅の管理条例等の改正と併せて安心して住みよい家賃の設定についてお伺いいたします。今年3月末、国会で成立いたしました公営住宅法の改正は、ずいぶん極めてですね、大きな改正であります。44年経過していると聞いておりますけれども、良好な公住の供給、そして地方の自主的な住宅政策への取り組みの推進、それから家賃体系の改変などが柱となっている法のようにありますけれども、改正概要を含め新得町における住宅条例等の改正につきましては、どのようなスケジュールで進めていくのでしょうか、お伺いいたします。また、この8月に政令改正が行われまして、新しい家賃体系が決定された模様であります。それは入居者の収入によって基礎額を設定し、そのほか市町村ごとの公示地価水準、それから住宅の広さ、それから築年数、そして利便性の各係数で家賃を決める方法であるとも聞いております。自治体の裁量権は利便性の係数のみとも聞いておりますが。そこで新得の場合は全所帯数の約22%以上も公住に住んでおられるわけでありまして、その住みよい公住、そして住んで良かった新得をどのように作り出すのか、今後の家賃の変化について入居者が安心できる家賃体系、そのことが設定できるのか、お伺いいたしたいと思っております。

2点目は、高齢者所帯の冬期除雪支援についてであります。新得は、ご存じのとおり十勝地方と言いましても、山岳地帯にごく近く、毎冬期降雪量及び常風の北西の吹雪も多く除雪に大変苦労しております。近年は65歳以上の所帯者のかたがたが全人口の20%以上をも占める状況です。また、独り暮らしのかたがたも多く、その高齢者のかたがたは住宅の出入口、通路など除雪に大変な苦労をいたしております。そこで町として希望者の登録申込制を採り入れまして、一定の降雪によってですね、小型機械での除雪を斡旋する、この態勢を取られるよう望まれております。町として実態をご理解の上、善処していただきたくご検討を願うところであります。

以上よろしく申し上げます。

[3番 松尾為男君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） まず、町営住宅管理条例等の改正と安心して住みよい家賃の設定についてであります。公営住宅法は昭和26年、制度創設以来44年を経過いたしております。ご質問の新しい家賃体系につきましては、平成8年5月31日に法の一部改正がございまして、その後8月23日に政令が改正され、また8月30日には省令が出されておまして、これに伴って町営住宅管理条例も改正することとなりますが。改正の時期といたしましては今年度建設しております町営住宅の入居者募集に間に合うよう12月の定例議会に提案を予定いたしております。町営住宅の家賃は、現在、自治体が建設費を基準に決定いたしておりますが、これを入居者の収入や住宅の広さ、立地条件にそって決定する方法に改められまして、収入が減ると家賃も下がるようになっております。また、高齢者世帯や障害者のいる世帯は、収入基準を緩和いたしまして、入居しやすくなることになっております。なお、既存の住宅につきましては、平成10年4月1

日から新しい家賃となりまして、今年度建設している住宅は新しい家賃計算方法で計算された家賃となります。計算の方法は、入居者を収入で8段階に分けまして、それぞれ平均月収の15%に相当する基礎額を設定し、これに市町村ごとの公示地価水準、住宅の広さ、築年数、利便性の係数を掛け、家賃を決定するものであります。利便性の係数は、市町村で独自に定めることができることとなっております。町といたしましては、この条例改正にあたり、道に対し管内市町村が同じ条件で条例を改正できるように検討会を開くことを支庁に要望しているところであります。改正に伴う新しい家賃は、現在、試算中でございますが、高齢者、年金生活者は現在の家賃より下がると思いますが、高収入の入居者につきましては現行よりかなり高くなると思われまので、民間借家等のない本町においてどう対応できるか、早急に検討してまいりたいと思っております。なお、公住入居者に対しましては、条例が議会において議決をいただきました後、速やかに説明会を開き理解を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

次に、高齢者世帯の冬期除雪支援についてであります。社会福祉協議会に委託しております、独り暮らし老人及び老人世帯、並びに重度身体障害者等の世帯で除雪をすることが困難な方がたの除雪につきましては、一昨年からはボランティア組織の協力を受けながら、在宅支援を図っているところであります。その内容は、降雪が20センチ程度の時に、玄関先と通常の家活動の範囲内の除雪サービスをいたしているところであります。登録されているかたは、新得地区18名、屈足地区6名で、降雪のあった時に、社会福祉協議会と個人ボランティア3名、団体ボランティア2団体、110名であります、から派遣されるようになっておりまして、今年の春には5回、延べ77件の派遣を実施したところであります。ご提案のありました小型機械での除雪の斡旋についてですけれども、各業者が所有しております除雪機は、道路除雪のために保有されているように伺っておりますので、一般家庭の庭先での作業が可能かどうかを含めまして、土建協会等と相談いたしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） 大体ですね、公営住宅法についてですね、その流れにつきましてお伺いいたしました。ですね、私の求めるのは、先程の町長さん言ったようにですね、高齢者、それから年金者については多少下がるということなんですけれども。何点かお聞きしておきたいと思っております。一つはですね、ここの目的ですが、従来もきちっと住宅困窮者等をですね、住宅供給していくんだということで決められております、目的を持っておりますけれども。この従来の趣旨とひとつ変わりがいいのか。おそらく第1条にあると思っておりますが、それが1点。それから二つ目は、在来法でいうところの第2条でいうところの1種、2種の区分は、今、町長さんから言われたように収入で決めるということですから、1種、2種の区分についてはないということでは理解していいのか、お伺いします。それから法でいうところの入居者の資格、これは変更されるのか。またですね、旧政令でいうところの入居者の選考基準、これについても変わらんのかですね、お伺いしたいと思います。それから先程、町長さんが言ったようにですね、周辺住宅に民間住宅があまりないということで、先程お答えありましたけれども。この法ですね、持っていることは、大都会等を含めてですね、中央で考えていることがですね、なかなかこちらの方に当てはまらないのではないかと思いますけれども。いわゆるこの家賃の上

限をですね、周辺の民間住宅の家賃に近づけなさいと、従ってその上で高収入の所帯の退去を促しなさい、そしてそのことを基本にしながら入居者を設定していきなさいと、こういうようなことだと思います。旧法でも、町の条例でもありますように、5年以上入居して政令で定める基準を超えた収入がある時は明け渡すように努めなければならぬということ、現行なっておりますけれども。果たして、その場合ですね、高収入の基準というのがですね、この新得の地におけるところの基準というのはどこに置くのかですね、お伺いしたいと思います。それから先程、町長さんちょっと高齢者、年金者の方は有利になっていくということで聞きましたけれども、高収入の基準に該当する入居者、今の段階でよろしいですけれども、その現存するかたたちはどのくらい居るのかですね、分かれば教えてもらいたい。今回の改正ですね、家賃が大幅に上がる入居者、およそどのくらい居るのかですね、かなり新得では公住に依存している部分が、先程言ったように他の町村よりも多ございますから、そういった分では重要な部分であろうと思います。そのですね、該当する入居者に対する減免措置、従来は多少あったんですが、裁量権として一定程度あるのかどうかですね、先程、管内同じ条件で設定するよということ、打ち合わせするよということになっておりますけれども、こういった持ち家の建設がなかなか困難という状況の中で入居しておりますから、一定の水準から出るとみんな退去してもらいますという単純な話ではないと思います。従って、そういった人達の一定のですね、地方自治体での緩和措置と言いますか、一定の裁量権があるのかどうか、この点もお伺いします。それから利便性ですね、判定に当たってですが、これはこの法でいっていることはですね、中央、大都会の人達が作っておりますから、勢いこの辺は北海道だとか、いわゆる田舎と言いますか、こういう町が多く、駅ごとに点在しているというような状況ですから、そのことがきちっと押さえられてやっているのかどうか分かりません。従ってですね、利便性の判定に当たってのですね、公聴会など開いたりですね、利害者の人々だとか、学識経験者の人達の意見もですね、求めることは考えていないのかお伺いします。それから基礎額を決めるに当たっての、先程、町長さんがおっしゃったように、収入で8段階に分けるということになるかと思っておりますけれども、この基準はですね、建設省か、自治体か、どちらで行うのかお伺いします。なおかつ、先程15%程度ということをおっしゃっておりますけれども、建設省が考えていることは15から18%というようなことも言っているようでありますから、この点はですね、新得では何%をですね、当てはめていくのか、基礎額の設定についてどこで決めていくのか、あくまでもですね、地方自治体で決めていけるのか、お伺いいたします。それから市町村ごとの公示地価水準についてでありますけれども、法ですね、概略のところでは、県庁所在地を1として決めるとしております。これもですね、中央なり、東京なり考えては分らないと思っております、北海道は支庁制度をとっていますから。従って、これを道庁を指して言うのかですね、支庁所在地のことを指して言うのか、おそらく札幌と帯広では大差が、変わると思っておりますけれども、この点のですね、適用の仕方についてですね、お伺いしたいと思います。そしてまた、その係数の幅がですね、1.6から0.7としておりますけれども、新得全町同一とするのか、また、屈足だとかですね、そういった所に緩和すべきだろうと思っておりますけれども、どの様に適用していくんでしょうかお伺いします。それから築年数につきましても、大都市のよということ、決めておりますよですから、大都市以外の係数について、これ明確に設定されているんでしょうか、お伺いします。それから1番、私達が関心と、それから求めているところは

ですね、自治体の裁量権を最大限に発揮できます事項であります利便性についてであります。利便性とは、おそらく東京辺りはですね、この審議会は向こうの山手線だとか、中央線だとか、そういった大都市におけるところの駅を中心にして物事を言うのが普通でありますから、そのことがこちらに当てはまるのかどうか、都市におけるの尺度を言っているのか、また、通勤とかですね、日常生活必需品を求める行動範囲を言うのか、また、交通の便とかですね、何を指して言っているのかですね、これらについてもお伺いしたいと思います。家賃の改正につきましては、入居者等にですね、生活設計上、早めですね、周知、了承を求めるべきだと思いますけれども、どのように取り組んでいくのかですね、お伺いしたいと思います。それから公住の入居所帯はですね、先程も言っておりますように、所帯数の約22%が公住に依存しているような、極めて多くのかたたちが恩恵を被っておるんですけれども、全体としてですね、いわゆる住みよい住宅と言えるですね、法改正なのか、地方自治体としてもですね、本当に暮らしやすい制度を設定していけるのかですね、お伺いいたします。

それから2点目の高齢者所帯の冬期除雪でありますけれども、町長さんの方でご説明になったのはですね、除雪サービス事業の実施要項に基づいておっしゃっていると思いますけれども。私ですね、求めたことはですね、平成6年にアンケートをおとりになりました。これはそれぞれ6年の8月にアンケートとっておりますけれども、私たちの生活環境についてどのように感じてますか、の項目では除排雪、冬道安全対策、これらについて不満を持っているのは54.3%です。それから医療については66.7の次にですね、この除雪問題について関心を持っている、そして対策を立てていただくということが望まれているわけです。で、いわゆるあなたの住みよい町にするために町が特に力を入れるべきと思われることは何でしょうか、ということでの間にですね、もち論、医療が1番ですけれども、2番目にですね、除排雪、冬道安全対策というのが上げられております。後の項目は極端にみんな少ないんでありますけれども、医療対策と雪に対する対策は多く求められておりますから、このことも踏まえてですね、善処していただきたいと思います。で、先程に戻りますけれども、町長さんがおっしゃっているのは人力除雪で、従来ですね、事業実施要項に基づいて行われているんでありますけれども、条件が満たない人たちで、何回かですね、10センチ、20センチとか降る時はですね、一定程度、自分で脇に除雪をしていきます。そうやっていっておりますけれども、それが回数重ねますと1冬期の間ですね、1回ないし2回はですね、小型の機械で取らなければですね、除雪の積み上げる所もなくなってしまうというのが実態です。これは、そこに住んでる場所にもよるでしょうけれども。市街地、それから家が立て込んでいる所は、そういうところが実態でありますから、そういう意味でですね、1回降って、直ぐやるということではなくて、何回か降雪ありまして自分達で除雪をしていく、段々歩く所も段々狭くなっていくというような状況で、1回行って、機械ですね、取ってもらえばややしばらくもつというようなことが実態ですので、町の人たちはそれぞれ機械持っている人たちにその都度お願いするというのもですね、なかなか大変なようです。従ってですね、その仲介役をですね、取っていただきたい、このように、無論、有料ですから、希望者は時間当たりの金額を払ってですね、やっていただくことにならざるけれども、何とか人力で自分たちがやっている、そして冬期の間、一、二回、中間で、その人力で除雪をやすくしてやるということのですね、手助けを何とか制度化してもらえんかということが趣旨でありますので、よろしくお願ひします。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。11時15分までとします。
（宣言 11時05分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。
（宣言 11時16分）

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 大変、専門的かつ多岐にわたっておりますが、簡単にご回答申し上げます。これについては、変わっておりません。それからまた、1種、2種の区分につきましては、ご指摘のとおりその区分はなくなることになるわけでありまして、また、入居者の資格の問題であります。基本的には、変わらないわけでありまして、より具体的になった部分もありますし、また、高齢者、あるいは身障者の扱いが明確になっております。それから周辺の民間住宅の家賃との兼ね合いで、高収入の基準に該当する入居者は現存するののかということでありまして、この高収入基準に基づいて明け渡しをしなければならぬ入居者は8名ほど該当になる予定であります。これは大きな課題になるわけでありまして、ある意味では持ち家の誘導なり、適切な方法も講じていかなければならないのではないかと考えております。また、収入は、超過者は160名となる予定でございます。それから今回の改正によって家賃が大幅に上がる入居者がどのくらいになるのかというお話でありまして、これについては、現在、試算中でありまして、まだ、明確にその数値は押さえていない状況であります。それから減免措置と裁量権の関係であります。家賃が上がった場合には、負担調整期間が3年と定めておりますので、この間に激変緩和の措置を講じていくということになるかと思っております。また、減免措置に関わる裁量権についてはまったくないわけでありまして、それから利便性の問題であります。今、その利便性をどういうふうにご設定をされるかと、これは1から0.7までとお伺いをいたしておりますが、どのような形になるか、現在、検討中でありまして、それから基準額の関係だったかと思っております。これは、すべて政令で決定されているわけでありまして、従って国が定めた基準ということでありまして、また、収入につきましては、毎年、再計算をするということでありまして、従って所得の増減に応じて家賃は付随して増減していくというふうにご考えております。それから公示地価水準の問題だったかと思っております。町村は、最低の係数0.7で計算することに、政令で定められております。それから築年数についてのお話だったかと思っております。係数が大都市以外の係数が明確に設定しているかということでありまして、これは、算定基準は決まっております。それから利便性の問題であります。これも1から0.7までの設定になるわけでありまして、利便性の考え方としては、生活環境を総合的に判断をして、この利便性を決定していくことになるわけでありまして、従って、いろんなことが考えられると思うんですが、新得の市街地と屈足の市街地ではおのずと変わっていくということも、当然、利便性の考慮の中に入れていかなければならないというふうにご思っております。それから家賃の改正については、関係者に周知すべきということでありまして、まだ、条例の改正これからでありまして、しかし、法律の改正によって一つの方向性が出ましたので、従ってこう

いうふうになっていくというふうな趣旨で住民への啓発を予めしていくことが必要だというふうに思っております。それから最後の問題であります。できるだけ入居者が快適な、あるいは住みよい住宅というふうなことでのお話だったかと思いますが。法の範囲でできる限りのことを検討していかなければならないと、このように思っております。

それから2点目の冬期間の除雪の問題であります。特に今年の冬は積雪が多くて住民の皆様がたも除雪に大変ご苦労をしたというふうに考えております。先程、ご答弁の中で、いわゆる社会的弱者の取り扱いについては、一つの考え方をご答弁申し上げたわけですが。それとは別に、一般の町民を対象にしてということでありまして、これはまた、需要もかなり多いのではないかという気もいたしますし。また、そうした小型の建設機械を持っている業者の皆さんがたが、それに供給できるだけの態勢が整うかという課題もあろうかと思っております。従いまして、先程申し上げましたとおり土建協会等と十分に相談をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[8番 能登 裕君 登壇]

8番（能登 裕君） 私は、広域行政の推進について質問いたします。

新得町では、毎年人口が減ってきており、それに伴い税収も伸び悩んでおります。その結果、施設などの維持管理費に財政面での負担が増していく傾向にあります。かといって、今後、施設建設の大幅な抑制や住民サービスを低下させることは不可能と思われる。むしろ逆に様々な住民のニーズに応えるためにより充実した住民サービスが必要になってきており、住民サービスに伴う維持管理費の問題は新得町のみならず、近隣町村の悩みの種となってきました。ゴールドプランから始まり介護保険の導入、地方分権と進む地方自治体の動きの中で、財政負担は深刻な問題であります。より効率的、かつ効果的な財政の運用を考えていくべきであります。効率的かつ効果的な財政の運用を考えるには、同じ立場にある近隣町村と協力し合って、広域行政を推進していくしかないと考えます。町長のお考えをお伺いいたします。町長に広域行政を推進していくお考えがあるのであれば、近隣町村に働き掛け、広域行政を推進するための会合等を設けるべきであるし、また役場内に広域行政を推進するためのプロジェクトチームを設けたり、町内においては町民の理解を得るために町民による審議会を設けるべきだと考えますが、併せて町長の見解をお伺いいたします。

[8番 能登 裕君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えします。

町政の執行にあたりましては、事業の緊急かつ重要性を第一に、そして適切な財源対策等を講じながら進めておるところであります。経済情勢や社会環境によって行財政の運営も大変厳しく、公共施設等では、人口の減少と共に当初計画の利用率から見ますと下回っているものも見受けられておりますし。一方、利用対象年齢の増加により、福祉施設関係では有効に活用が図られているものもございます。この間、各自治体が競いながら施設造りに取り組んでまいりましたが、今後は事業を執行していく上で第6期総合計画を基本に近隣町とも十分連携、協調しながら、町の特性を生かした施設の整備を進めてまいりたいと存じております。ご指摘をいただきました維持管理費につきましては、今後、増加の傾向になってまいりますので、土地の有効利用、共通部門の共同利用、管

理方法の一元化等により、一層、経費の削減に努力してまいりたいと考えております。さて、ご質問にあります広域行政の推進であります。この間において、広域で推進することが望ましい事務、事業につきましては、積極的に取り組んでいるところであります。現況を申し上げますと、管内的には十勝圏複合事務組合を設立し高等看護学院、教職員研修センター、管内市町村で連携を必要とする広域事業等を進めている外、西部3町におけるし尿処理を事務する西十勝環境衛生組合、消防事務を処理する西十勝消防組合、更には全道規模では非常勤職員、消防職員の災害補償事務を行う北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合等に加入いたしており、事務の効率化を図っているところであります。この外、企画や商工で取り組んでおります5町の西部塾、4町の移動講座等は、まさに課題解決に向けた広域の取り組みと言えます。今後とも行財政の推進にあたりましては、共同で処理することが、より有効かつ効果が発揮できるものにつきましては、近隣あるいは管内の市町村とも連携しながら取り進めたいと考えております。次に、庁内プロジェクトチームについてであります。町政執行にあたり最小の経費で最大の効果を挙げることが求められております。役場内には、行政事務の効率化を視点に事務改善委員会を設置しており、今後とも事務、事業について見直しを進める中で検討してまいりたいと考えております。次に、町民各位への理解については、町議会並びに町づくり推進協議会を通じて審議をいただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 町長はですね、一定のご理解をしているようで大変うれしく思うんですが。ただ、実際、遅過ぎたんでないのかなという気がしているんですよ。というのは、この広域行政の推進というのは、別に町村合併とかそういうものを言ったものでなくてですね、あるものは有効に使いましようよと、一緒にできるものは一緒にやってみようという簡単な論理ですから、ただそれをやるとなった時にすぐできる問題でない。今までですね、よその町で造ればうちの町でもという住民意識というのは非常にあります。今でもあると思うんです。私も実はありましたから。でもそういうことを理解してもらえるようにするのがまず先決問題。ただ、今、言ってもしょうがないんだけど。実は、第6期総合計画の中で、本当はこれはこの課題はあってもよかったのではないのかなと。今からでもやるべきだと思いますがね。ただ、行財政委員会で、まちづくりの委員会でやったんですけど、その中で実はけっこう話があったわけで。新得で何ができるか。具体的な例というのはなかなか出てきませんが。町長申してますように一つの例としてはですね、農家のポリ、ビニールですか、それを一緒にやろうとか。保健福祉計画の中にもありますように中間施設と言われてます老健施設ですね、それなんかも広域でできるのではないかと。よその例を取りますと、食中毒であったんですが、三石あたりは給食センターまで広域で一緒にやっていると。これからはですね、やれることがあるのではないのかなと。どんどんやっていくべきでないのかなと。ここまで言ってしまうと悪いかも知れませんが、例えば鹿追さん、今、新得でやるとなれば近隣の清水さん、鹿追さんがどうしても優先的になると思うんですが。鹿追さんはですね、すごいトリムセンターというすばらしいもの持っていてですね、利用しようと思えばできるんですよ。仮に鹿追さんはスキー場がない、どんどん来てもらえばいいことでありまして。そういうことで進めるというのはですね、私は可能であると。ただ、北海道

は広い、新得は広いという観念はですね、もう捨てるべきではないのかなと。これからそういうの推進にあってはですね。町で15分、20分、大都会で過ごしたら15分、20分というのは近いんです。遠くはないんです、近いんです。新得ではですね、15分、20分で行けちゃうんですね、近隣町村に。カラで走らす気が、バスあるのであれば、どこへでも行けます、近隣町村であれば。そのぐらいの姿勢を持ってですね、やってもらわなかったら、多分、話だけです、これは良いことですね、確かに大多数の人が良いことですね、間違いないですよ、良いことですよと思います。しかし、現実にはなかなか結び付かない。私は言いたいのはですね、現実にとどれだけ早く近づく方策を立てるのかと。それを私は求めているわけでありまして。だからこれから議会とか住民に理解してもらいますという抽象的なものでなくてですね、早急にこういうことをやりますと、やっていく手立てをしたいというようなことほしいですよ。その点、答弁をお願いします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただ今、能登議員から指摘あったとおりこの広域行政ということは、まさに私も必要なことだと考えております。今までは各町が競い合っているいろいろな根幹的な施設造りを進めてきたとっております。そのことによって、それぞれの町がいろんな形で根幹的な施設の整備が進んで、それぞれの町が発展をしてきたと、このように考えております。しかし、今、地方分権が、まさに進んでいこうとしている時でありまして、これからはより個性のあるまちづくりというか、特色のある町の在り方ということが、多分求められていくと考えております。従って、これからはいろんな意味で近隣町村が協調していく時代に、まさに移行していると、このように考えております。従って、そうした将来的な財政の効率化、あるいは公共施設の利用効率を高めると、よって最終的な費用の負担の軽減に結び付いていくという在り方を、是非、具体的に模索していかなければならないのではないかと、このように考えております。しかしながら、現実の問題としては、総論と各論の関係にも関わるというふうにも考えておりまして。それだけに、やはり住民に対する意識改革と言いましょか、そういうふうなことも併せて必要になってくると思っております。従いまして、当面、いろいろ今、持っている組織、例えば庁内的には事務改善委員会、そしてまた、対外的に近隣町村との関連で考えますと、西部塾というふうなものは既に始動いたしておりまして、そういうふうな観点も含めてですね、模索に入っていると、このように考えております。従いまして、それぞれ具体的な事象を捕らえながら、よりそうした方向が模索できるように一層の努力をしていきたいと、このように考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 町長、住民意識の改革という言葉をお使いになりました。まさしくそのとおりでありまして。これ1番難しい問題だと私も思っております。ただ、今まではですね、住民に対して町の財政というものを明確に判り易く説明していかなかったのではないのかなと。役場がやれば、行政がやれば何でもできる、何でも建てられるという認識で、まだいるのではないかと。家庭でも何でもそうなんです。お家の台所状況というの、できるだけ判り易くですね、住民に説明、理解できるようなシステムにしまして、建てるのではなくて、住民がどれだけ利用できるかが問題なんです。利用するにはどれだけ効率的で、お家の家計状況と言いますか、そういうもの判り易くですね、知らしていく必要があると思うんです。ただ、広域行政やります、やりますでは、

なかなか理解はしてもらえなくて。家のですね、役場のですね、財政が分かれば、町民のかたもですね、ここは我慢しよう、ここは一緒に使おう、というような理解でくると思うんです。ただ、事務レベルでですね、綺麗事言っただけはおそらくは通じないんで。そういう面に力を入れながらですね、推進していただきたい、このように思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただ今、財政の状況を住民が簡単に理解できる方法で理解させていくべきだという観点のお話だったかと思いますが。申し上げるまでもなく、1軒の家庭のかまどとまったく同じでありまして。そうした面では財政の状況というものは今後とも住民に理解されるような形で取り組みをしていきたいと。併せて、ただ今、ご質問にあります広域行政の在り方もですね、より一歩踏み込んで取り組んでみたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

[9番 川見久雄君 登壇]

9番（川見久雄君） 消費税についての問題であります。確定的と言われております消費税率の引き上げに係る対応について町長のお考えをお尋ねいたします。

消費税率の引き上げについて本年5月31日付けで新得町消費者協会から反対の陳情書が提出され、これを受け6月の定例議会において採択すると共に、消費税5%引き上げ反対に関する意見書を可決、本町議会においても明確に反対の意思表示をいたしたところであります。平成元年、消費税の導入の後、税率の引き上げについては財政再建等々の具体策を明確にした上で決めるべきとされ、改正消費税法附則に定められた本年9月末までに見直し作業が行われることとされておりました。しかるにそのことにはほとんど触れることもなく、6月19日の政府税制調査会の総会で消費税5%の最終確認、20日、21日に政府与党及び政府税調と与党税制改革プロジェクトチームの会議を経て、25日の閣議で消費税率の5%引き上げを来年4月から実施することの閣議決定と、まことに矢つぎばやに総選挙に向けた思惑もあってか、国民の理解を得るべき十分な論議もないままに税率の引き上げのみを決定したことは、極めて遺憾なことであります。しかし、地方自治体として不本意ではあるとしても、残念ながら政府の方針に従わざるを得ない宿命にあるわけで、そのことについてこの場で町長に対し、とやかく言うつもりはございませんが。いずれにしても、税率が引き上げされることによって、町財政における歳入歳出の両面にわたって、少なからず影響があるものと考えます。そこでまず歳出面では、大は工事代金等に関わるものから、小は消耗品等の購入に関わるものまで、丸々2%の負担増になるわけでありまして。例えば、本年度の予算ベースでどのくらいの歳出増になると積算され、その財源対策についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。次に、歳入面についてであります。新得町例規集によれば手数料等々の公共料金に係る条例及び規則は50を超える多くのものがあります。本町においては、全て内税方式を採っているようであり、また、消費税法第60条の国、地方公共団体等に対する特例規定により、一般にいう仕入段階における税負担によって、結果的に目減りするものもあるが、大勢として現行の内税方式によっても納税義務がないだけに大きな影響というか、直接目減りすることがないようにも思われます。しかし、そういった一般会計の外、水道事業のような公営企業会計には特例規定は適用されず、また、第3セクターへの事業運営の委託に係る使用料、宿泊代等は条例で金額を定め、企業側の一

存で増減できない仕組みになっているわけで、そのことへの配慮も含めてどのように考えておられるのかお伺いいたします。最後に前段で公共料金等に係る条例が50を超えると申し上げましたが。それらの条例の制定は10年、20年も前のものから、最新のものまで種々あるかと思えます。折に触れ改正された部分もあるかも知れませんが。あまりいい機会とは言えないまでも、この機会に全てを抜き出し、総合的、全体的に均衡のとれた料金等の体系へと見直しを検討されるお考えがおりかどうか。以上申し上げ質問といたします。

[9番 川見久雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えをいたします。

消費税は消費に広く公平に課税する間接税でありまして、平成元年4月1日から適用されておりますが、更に来年4月1日から5%に引き上げられる運びのようであります。この消費税率の引き上げにつきましては、本年6月、町議会で消費税5%引き上げ反対に関する意見書が可決されているという状況もあります。一地方自治体の判断は川見議員ご指摘のとおりであります。さて、第1点目であります。平成8年度の一般会計当初予算計上額中、消費税負担額は約9,900万円の見込みであります。これを単純に5%に置き換えいたしますと1億6,500万円となります。消費税法の改正が自治体の支出に与える影響は極めて大きいものであると言わざるを得ません。この負担増に伴う財源対策につきましては、経常経費の節減と状況によっては、従前からの内税方式を外税に変更することも考えていかなければならないと思っております。2点目あります。企業会計や第3セクターの料金体系につきましては、一般会計の考え方で進めてまいりますが、直接的に負担増となるものにつきましては、第3セクター側とも十分協議をしながら、必要に応じて予算措置をしていきたいと考えております。また、第3点目あります。ただ今ご指摘のとおり時期の問題もございますが、住民の皆様のご理解をいただき、受益者適正負担の原則を基本に、料金の引き上げや、ものによっては有料化を検討せざるを得ないものもあると存じているところであります。ご理解賜りたいと思えます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 9番、川見久雄君

9番(川見久雄君) 消費税率の2%引き上げによって、本年度の当初予算での単純な計算であります。約6,600万の負担増になるとのお話であります。町民として、低い負担で高い給付、これはだれしもが望むところあります。しかし、その両面を満たすことは現実的には極めて困難というか、不可能に近い問題であります。町の政策として少なくとも税の負担増を受益者に求め、現状の水準なり、それ以上の行政サービスを行おうとするのか。あるいは、現状の負担にとどめ、結果的に事業の縮小等によるサービスの低下に甘んじてもらおうとするのか。二者択一の決断をしなければならないのではと考えますが、町長として、基本的にどの道を選ばれようとしておられるのか、お考えをお伺いしたいと思います。次に、公共料金等に関わる条例等の整備についてあります。結果的にはそうなるのかもしれませんが、消費税の引き上げによる財源確保の一環としての観点からというよりも、制定時がバラバラであるが故に均衡を欠く面がありやしないか、そういった観点から検討されてはということでもあります。

以上2点について再度ご質問いたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今、国会が解散含みということでありまして、政府与党の内部でもいろいろ議論があるようであります。従って、その行方はどうなるか、先を待たなければ分からないわけでありまして、しかし、本町の場合、従前の3%の税率改正の折には、内税方式というものを採用いたしまして、現実的には外税でないわけでありまして、料金そのものは変わっていません、むしろ結果として税の要素を差し引きますと安くなったという過去の経過がございます。従いまして、まだ、消費税が来年4月からというのは流動性はあるわけでありまして、仮に、改正になると仮定をいたしまして、今回については、外税の考え方で、ここは整理をしなければならないのではないかと、基本的にそのように考えております。それから後段ありました料金体系が、長い時間と共に不均衡を生じているというご指摘でありまして、これらにつきましては相対的に、あるいは総合的にですね、全体像をもう一回洗い直してみたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） 最後の質問になりますが。まもなくと言いますか、12月には来年度の予算編成作業に入られるものと思います。経常経費の節減に努力とのことではありますが。それによって全てが補うということにはならないだろうというふうに考えます。それはそれとして、大変大事なことでありますが、町として好むと好まざるとに関わらず、結果的には何らかの財源措置の道を探らなければならないと考えます。その場合に、先程、政府の引き上げ決定に至る経過をくどくどと申し上げましたが、これもこのことのコピーであってはならないという思いからであります。総選挙の結果によってはどうなるか不確定要素も多少あり、また、時期的に早いというか、少々間があるということがあってか、明確な答弁が得られなかった、このように受けておりますけれども。それはそれとして、町の公共料金について、町民がすべてではないにしても、多くの町民に関わる問題でありまして、また、この問題では受け入れざるを得ないということだけに、一定の理解は得れるとしても、消費税率の引き上げに伴う対応策の基本的な方向を1日も早く定め、明らかにすると共にその具体的な方策について前もって町民に理解を求め、コンセンサスを得てかかるべきと考えますが、いかがなものでしょうか。お尋ねをいたし質問を終わります。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 予算編成に関わって、この問題の取り扱いをどうするかというご質問であります。まず、消費税が新たに税率改正をすることに伴って、かなりの町の財政負担が出てくるわけでありまして。従って、当然のことながら、予算編成の中でそうした節減対策というものを最大限努力をしていかなければならないというふうに考えておりますし。また、かたやでは可能な行政改革と言うか、それも当然、並行して進めていかなければならないものと考えているところであります。また、この税率改正が仮に行われた場合に、その相当分といたしまして、地方交付税交付金の中におそらく増税になる相当分は確保されるものということも考えております。しかしながら、仮にこれを外税という形で住民の皆さんがたに新たな負担を求めるということになりまして、これ当然のことながら住民の皆さんがたの合意を得る必要があると、このように考えておりまして、そうした手立ても講じていきますと同時に、その事によってより住民サービ

スが向上するような努力も併せてしていかなければならないというふうに考えております。ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をして、1時から再開ということにさせていただきます。

（宣言 11時59分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 13時00分）

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

[6番 広山麗子君 登壇]

6番（広山麗子君） 保健福祉センター建設に伴う在宅福祉の充実についてをお伺いいたします。

高齢化が急速に進む中で、高齢者介護が社会問題となっている状況の中で、新得町において11年度を目標とする老人保健福祉計画の施策充実に向けて努力はなされておりますが、まだまだ不十分と言わざるを得ません。公的介護保険が導入されようとしている中で、保健福祉センター建設に向けて、本当に高齢者が安心して必要とする保健福祉サービスを利用できる態勢作りができるのかどうか心配されます。1点目に人材確保ですが。現にサービスの数があっても利用が足りません。介護マンパワーがあれば、在宅で過ごせる人も、病院やしかも他町村の病院や、帯広の老人保健施設に行かざるを得ない状況があります。要介護になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるための介護サービスの質と量が十分準備されていけるのでしょうか。2点目に、日帰りサービス事業は保健福祉センターでとのお考えもあるようですが。今、新たに設置される事業であるならば、センター建設の中で考えることが適当と思いますが。本町においては、他町村より早く平成2年から特別養護老人ホーム新得やすらぎ荘に委託をされ、実施されてきております。これまで、新得やすらぎ荘の機械設備や備品、更にはマンパワーの協力もしていただきながらサービスを提供されているようです。利用者からも、家族のかたからも、職員の皆さんはよく気が付いて優しいんです。週1回をとっても楽しみにしていますと、大変喜ばれています。利用者が増えて場所が狭くなってきている現状のようですが、新たに機械設備や備品に財政を投じてセンターに統合させてしまう方が良いのか、むしろ今までどおり委託先の施設に拡充されて福祉介護の専門施設である特別養護老人ホームと共生された方が、より質の高いサービスが提供していただけるのではないかと考えます。また、日帰りサービスは、当初、屈足に1か所開設したいとの計画がありましたが。現状ではどのように考えておられるのでしょうか。3点目に、多くの高齢者はできる限り家庭や住み慣れた地域で生活を送ることを望んでいるわけですが。在宅介護態勢が不十分なために、施設での介護を選択せざるを得ない状況にもあります。待機者が多く、入所できるまでに長い期間がかかっています。特別養護老人ホームの建設が国の方針として見込めないのであるならば、保健福祉センターに併せて住民の切実な要望のあるケアハウスを屈足に建設されてはどうでしょうか。4点目に、地域福祉、在宅福祉の活動の要は、社会福祉協議会が担っているようで、社協の活動が、

今、全国的に大きな力を発揮されております。小地域活動が叫ばれ、町内会一つひとつをとっても条件も違えば、環境も、戸数も、高齢化率もそれぞれ違います。そういった住民ニーズの掘り起こしや調査をしながら時間を掛けて、住民と積み上げていく地域活動が、今、必要と言われています。社協の体制を行政主導、行政兼務ではなく、民間法人としての社協の事務局体制の専従も含めて、主体的に活動ができる、完全に独立をした社会福祉協議会の体制を強く求めたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

[6番 広山麗子君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

保健福祉センターの建設に伴う在宅福祉の充実についてであります。一般公募の町民のかたがたも参加をしていただき、現在、保健福祉センター建設検討委員会の中でも検討いただいております。検討にあたっての基本的な考え方といたしまして、全町民の健康づくり、福祉の核となる施設として、従来の保健福祉サービスを集約だけではなくて、新たなサービスの創造を課題として、町民の声を幅広く聞きながら検討を進めることにいたしております。先進地の視察等を経まして、今まで7回、開催をされ、現在は具体的な機能の検討中とお聞きをいたしております。その中で、ご質問にありました福祉サービス体制やマンパワーの確保についても検討されておりますし、デイサービスにつきましても前回の議会で答弁いたしましたとおり、新得やすらぎ荘の施設の拡充、または保健福祉センターに併設、あるいは屈足地区に設置の、いずれかの方法や機能に応じた複数設置の方法を検討いただいておりますので、検討委員会の答申がなされるまで、もう少し時間をいただきたいと存じております。また、ケアハウスの建設につきましても、受益者負担の施設でもありますので、入所者の状況を十分把握しながら、規模、設置場所等について、検討してまいりたいと考えております。また、社会福祉協議会の事務局体制につきましても、管内の状況から見まして、大半が専従体制になってきておりますので、本町といたしましても保健福祉センターの完成に併せて検討課題とさせていただきたいと考えております。老人保健福祉計画の見直しは、公的介護保険の影響により大幅に遅れております。在宅福祉施策の具体的な見直しは、財源も含めて、国も道も示されない状況でありますので、本町としましてもいろいろな情報を網羅しながら、慎重に検討進めているところでありますので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

6番（広山麗子君） 一部ご理解もいただきまして、期待はできる部分もあるわけですが。今、公的介護保険の修正案も示されまして、在宅も施設も一緒の同時にサービスをしていくという修正案も示されまして、新介護保険の法案を提出される段階にきております。公的介護保険導入が目の前にきている中で、この公的介護保険のサービス提供のモデルケアプランの中にも、もうすでに24時間態勢の24時間巡回型のホームヘルパーの選択もできるようになっています。もうすでに始めているところもあるわけです。夜中に行って15分、20分のおむつ交換をしたりとか、体位交換をしたりとか、そういうことももうすでに始まっているところもあるわけです。また、痴呆高齢者のためのグループホームも始まっております。そういった中で介護サービスが導入されても、対応できる態勢をどんどん進めていくべきではないかなと感じます。現に、特別養護老人

ホームを申し込んで、入所できるまでに1年5か月もかかりました。その1年5か月の間に介護していたおじいちゃんが亡くなりました。元気でいたんですけれども、高齢のために介護疲れ、そういったことから体をこわされまして手術をして、退院してすこぶる元気であったんですけれども、やっぱり介護ということで、夜中のトイレの介護もあったり、なかなか夜もぐっすり眠れないような状況だったようです。そういう中で、遠くに離れている娘さんも引っ越しをされて来まして、住宅を借りておじいちゃん亡くなった後も、おばあちゃんを看ておりましたけれども。精神的、肉体的にも非常に疲れるんですね。そういったところで、元にまた戻って行かれたわけなんですけれども。息子さんにしましても、仕事を持ちながら介護するかたわら、おばあちゃんはその都度その都度そのショートステイ入ったり、病院入ったり、帯広の老健施設へ行ったり、また、在宅でと、その度にその申請をしなければならない。そういった手続きをとりながらも介護されていたんですけれども、なかなか入所されることもそうですけれども、在宅で見ていくということは大変な肉体的、精神的に参ってしまうわけです。在宅介護で大変な苦しみを家族が負っているわけなんです。実際に介護に本当に携わった人でなければその状況は分からないわけなんですけれども。ですからこの公的介護保険が導入されても、保険があってもサービスなしということにならないように。それとその保健福祉センターの中には24時間態勢の在宅介護支援センターを造っても、相談を受け、そして調整をしても、サービスにつなげていけないようでは困るわけなんです。そういった点も是非、お願いをしたいと思います。ですからお金を掛けて介護を担う人材確保を今からしっかりとしていかなければ、間に合わないんでないかと思っております。それと社会福祉協議会においても、保健福祉課においても、近年、特に事業量が増えてきてます。更に、介護保険導入によって仕事の量が増えるのが目に見えています。それと共に縦割りではなくて、いろんなところと連携を取りながら協力し合わなければ、よりよい態勢ができないことも事実です。そういった中で、たとえば再生マスタープランや高齢者住宅においても手摺りだとか段差の問題とかばかりでなくて、家の改修の問題からはじめると建設課との連携もすでに取りなければならないことですし、小地域福祉活動における町内会やそういった小地域の連携であれば、生活住民課との連携、それから今、検討委員会段階にあります温水プール建設においても、計画の中に保健福祉計画の中には健康づくり、体づくりの推進をしていきたいということをやっていますけれども。これも教育委員会と連携も必要になってくると思うんです。そういった中で事業量だとか、事務量もどんどん増えていくんでないかと思うんです。ですから社協の従来の方針の常務理事さんや事務局長さんは、行政と兼務で担うのではなくて、専従、専門に従事できる人を置いて、民間の組織として自主的活動ができるようなご配慮を是非、お願いしたいと思います。ケアハウスにつきましても、すっかり弱ってからではなくて、少しでも自立できるうちに利用することで、地域との交流をしながら生きがいを持って安心して生活できるケア付き住宅を、ケア付き住宅なんですけれども、屈足におきましても、診療所もあります、ゲートボールやパークゴルフ場もあります、保育園や学校もあります、本当に近いところにいろんなものがあって、福祉ゾーンとしても十分に活用できる所が沢山ありますので、是非、よろしくお願いしたいと思います。ご意見をよろしく願います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

今、保健福祉センターの建設に向けて、いろいろ検討を進めてきている過程の中で、今、お話がありました介護保険の問題、それからまた地域保健法という法律が改正となりまして、従前、保健所が実施をしていた住民の保健に関するサービスの仕事が町村に移行してくるといふふうな、状況が変わってきております。従って、この保健福祉センターに介護保険センターの要素を加味して、更にまた地域保健センターというものもその法律の改正に伴って整備をしていかなければならないと、こういう新たな問題が惹起をいたしてきております。従いまして、保健福祉センターを中心にしながら介護保険のサービスとしての機能、あるいはまた地域保健センターとしての機能といふふうなものも、有機的に機能させる形でこの保健福祉センターを考えていかなければならないといふふうに考えております。従いまして、そうした新たな課題を取り込みながら、今、保健福祉センターの建設検討委員会の中でご検討いただいているわけでありまして、いずれ一定の整理がなされまして、一つの方向が出てくるわけでありまして、そういったものを踏まえながら今後の在り方について十分検討してまいりたいと、このように考えております。それから2点目にございました社会福祉協議会の問題であります。前段のご答弁でも申し上げましたように、やはり地域福祉を担う大事な機関でありまして、それがより自主的に独立をして業務が遂行されていくことがこれから求められるわけでありまして、従いましてそういう人的な態勢というものも保健福祉センターの今後の完成に併せてですね、何とか態勢の整備を図っていかなければならないといふふうに考えております。それから3点目にございましたケアハウスの問題であります。それは、軽費老人ホームでございまして、従ってある程度の有料の負担をしながらこの施設を利用すると、こういうことになるわけでありまして。すでに実施しているところの事例を見ますと、月額料金が6万円から12万円位という、かなり大きな負担の中でこれが実施されているわけでありまして。従って、どういうふうな造り方を、あるいはどうした、どこの場所に造ることが1番よろしいのか、これはこれからの課題として検討してまいりますが、しかし、いずれにいたしましても、そうしたある程度多額の負担を伴った施設でありますから、やはり造る以上はそれが利用されるものでなければなりません。そうしたことをも含めて十分その在り方について、今後、検討をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

6番（広山麗子君） 在宅福祉が充実できるように、そしてセンター機能を充実していけるように、よろしく願いしたいんですけども。この保健福祉センターが完成された後ですね、屈足からの足の確保はどのようにお考えでしょうか。最近、特にですね、屈足の元気な高齢者の中からですね、時間たっぷりあってもお互いに、何て言うんですか、こう行ったり来たりができないんだけれども、いつも同じ所には行けないし、そして行ってもそう長くは居れないということですね、どこか好きな時にいつでも集まれて、そしてそこに何か生きがいにつながっていける場所がほしいというお話が出ております。それとまた、脳卒中の後遺症で出無精になりましてね、そして家族からも家にばかり居たらだめだから散歩に行きなさいと言われるんだけれども、行っても何時まで経っても返ってこない、行ってみると同じ所に上がり込んでね、そして食事の時間になっても返ってこないということで、相手に迷惑掛けるので今度は行ったらだめだというね、ことを口にしてしまうというんですよね。ですから、いつでも行ける場所があって、話し合いができて、そういった所があればいいということで家族の方からも要求があります。

高齢者の生きがいづくりだとか、後、子育てを終わった人達が集まったり、また、ボランティアをしたい人たちが拠点となるように、気軽に集まってそしていつでも寄れてですね、いろんなお話ができて情報交換ができる。そういった場所を、本当に新しい場所じゃなくて、古い空き家や寮で構わないんですけども、そういった拠点を是非、お願いしたいと思います。いろんな人たちが集まることによって、きっと何かがそこからね、変わってくると思うんですね。物を作って展示をして、それを生きがいにつなげていきたいとか、情報交換をする中で高齢者の早期発見、早期対処に結びつけられたり、話し相手になったり、また支え合ったりしながら、地域福祉活動に結びつけていくような気がしているんです。この在宅福祉においても、統合しているんな効果が表す場合と分散をして効果を表す場合があると思うんです。ですからそういった顔の知れた人たち、そういった人たちが是非、集まっているんな何かがそこから生まれるような拠点づくりを是非、していただけたらと思いますから、お願いして質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 保健福祉センターの利用に関わっての交通の問題、その他のお話があったかと思えます。これは、もちろん屈足の市街地域もそうでありますし、また、それ以外の農村地区のことを考えましても、何某かのやはり送迎の、あるいはその利用を高めるための手立てを講じていかなければならないというふうに考えておりました。これが当然のことながら、今の建設検討委員会の中でもその在り方も含めて検討いただいております。また、もっと身近な場所に気軽に使える場所とこういうことでありますが。これは既存の施設を使いながらデイサービスセンターの補完的な役割を持たそうというものも考えられるのではないかと、このように考えておりました。そうした補完的に使う施設の在り方もできるだけ既存の施設を有効に利用しながらそうしたかたがたが集える場所をどうしていくのか、その辺も含めて十分検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2 認定第1号 平成7年度新得町各会計歳入歳出決算 認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第2、認定第1号、平成7年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は、別紙配布のとおりであります。

これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、認定議決であります。

本件は、委員会審査報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、平成7年度新得町各会計歳入歳出決算について、これを認定することに決しました。

日程第3 認定第2号 平成7年度新得町水道事業会計決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、認定第2号、平成7年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は、別紙配布のとおりであります。これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、認定議決であります。

本件は、委員会審査報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、平成7年度新得町水道事業会計決算について、これを認定することに決しました。

日程第4 決議案第1号 議員定数調査特別委員会設置に関する決議

議長（湯浅 亮君） 日程第4、決議案第1号、議員定数調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。議員、吉川幸一君。

[1番 吉川幸一君 登壇]

1番（吉川幸一君） 決議案第1号、議員定数調査特別委員会設置に関する決議を提出いたします。

提出議員、吉川幸一、賛成議員、金沢静雄、石本 洋でございます。なお、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

議員定数調査特別委員会に関する決議。1、本議会は議長を除く18名の委員をもって構成する議員定数調査特別委員会を設置する。2、本委員会は、議員定数に関する事項の調査を行い、その見通しをはかる。3、本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了の議決をするまで継続存置する。4、本委員会に要する経費は、各年度の予算の範囲内とする。以上でございます。

[1番 吉川幸一君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 専任第1号 議会広報特別委員の選任について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、選任第1号、議会広報特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員について、町議会委員会条例第5条第1項の規定により、竹浦 隆君を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員に竹浦 隆君を選任すること決しました。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。1時40分までとさせていただきます。
（宣言 13時27分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 13時42分）

諸 般 の 報 告（追加）

議長（湯浅 亮君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、議員定数調査特別委員会並びに議会広報特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議員定数調査特別委員会委員長、吉川幸一君、副委員長、菊地康雄君。

議会広報特別委員会委員長、竹浦 隆君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程第6 意見案第14号 中小企業の法定労働時間に係る猶予措置の延長等に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第6、意見案第14号、中小企業の法定労働時間に係る猶予措置の延長等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第15号 平成8年産畑作三品価格等に関する要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第7、意見案第15号、平成8年産畑作三品価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 陳情第4号 サッカー場設置に関する陳情書

議長(湯浅 亮君) 日程第8、陳情第4号、サッカー場設置に関する陳情書、閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

本件については、別紙のとおり文教福祉常任委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉 会 の 議 決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

閉 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) これにて平成8年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 13時46分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員